



西宮市
子ども・子育て
支援事業計画

西宮市子ども・子育て支援事業計画
平成27年(2015年)3月

発行 西宮市こども支援局新制度準備室 新制度準備課
〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

TEL : 0798-35-3146 FAX : 0798-22-9107

E-mail : vo_shinseidojunbi@nishi.or.jp



はじめに



平成 27 年 4 月から、国の制度改正により、子ども・子育て支援新制度がスタートします。

仕事と子育ての両立、核家族化や近所付き合いの減少などにより、子育てへの不安・孤立感が増し、子育てに悩む家庭が増えています。これらの課題を解決するために、子育て支援の制度が変わります。

幼稚園や保育所に加え、認定こども園の普及により、教育や保育を充実させていきます。

また、すべての子育て家庭を支援するため、子育てひろばや一時預かりなどの事業についてもより一層充実を図っていく

こととなります。

西宮市は、豊かな自然環境と文化・芸術に恵まれ、文教住宅都市として発展を遂げ、子育て世代に選んでいただけるまちとなりました。

子供たちは、未来の文教住宅都市西宮の主役となるべき財産です。

どのような西宮を創っていくのかは、どのような子供を西宮が育てるかにかかっています。子供たちに文教住宅都市に相応しい育ちと学びを提供する政策と、すべての子供に健全な育ちの環境を保障するための政策を進めてまいります。

そのため、すべての子供たちが、笑顔で成長していくために、ALL西宮で支えていきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただき、計画のご審議をいただきました西宮市子ども・子育て会議の委員の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

平成 27 年（2015 年）3 月

西宮市長
今村 長司

目次

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 西宮市次世代育成支援行動計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2編 子育て支援に関する基本的な考え方

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3編 子ども・子育て支援新制度の概要

1. 子ども・子育て支援新制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第4編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

1. 人口の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2. 就学前児童の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3. ニーズ調査からみる子育ての状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第5編 計画の施策内容

1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定・・・・・・・・ 37
2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策・・・・・・・・ 45
4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的な提供やその推進体制の確保・・ 64

第6編 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
2. 進捗状況の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
3. 今後に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第7編 資料集

1. 西宮市子ども・子育て会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
2. ワークショップの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
3. グループインタビューの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
4. 子ども・子育て支援新制度の市民向け説明会等の実施・・・・・・・・・・・・ 78
5. 計画策定のためのニーズ調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
6. パブリックコメントの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
7. 各事業の量の見込み及び確保方策（一覧）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

第 1 編 計画の策定にあたって

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、わが国では急速な少子化の進行による少子高齢化が深刻な社会問題となっており、労働力の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の増大、さらには、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題など、様々な影響が懸念されています。

女性が一生の間に出産する子どもの数を表した合計特殊出生率※の推移をみると、戦後の第1次ベビーブーム期（昭和22年～24年）では4.3を超えていましたが、その後、急激に低下し、平成2年には、それまで最低であった昭和41年（丙午：ひのえうま）の数値1.58を下回る1.57を記録し、さらに平成17年には過去最低の1.26まで落ち込みました。その後、微増傾向が続いているものの、平成25年には、1.43と欧米諸国と比較するとなお低い水準に留まっています。

わが国の少子化対策は、平成6年に仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けて、「エンゼルプラン」を策定し、平成11年には「新エンゼルプラン」等、様々な対策に取り組みました。

さらに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）」が制定されました。本市においても、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地域や職場における子育てしやすい環境整備に向けて、平成17年3月に「西宮市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成21年3月に「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、総合的な施策を推進してきました。

このほかにも、本市では、子育て世代を中心とした人口増加に伴う、保育所待機児童増加や多様化する教育・保育ニーズ等、新たな課題に対応するため、幼児期における教育・保育のあり方について検討していくこととし、平成22年7月に「西宮市幼児期の教育・保育審議会」を設置しました。

この審議会では「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭と地域における子育ての役割について」等の6つの諮問項目について、現状把握と課題の整理を行いました。

こうした中、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、子ども・子育て支援の新たな制度（以下「新制度」という。）が創設されました。新制度では市町村が、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に行うこととされました。

この新制度では、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することとしており、全ての家庭及び子どもに対する事業等が円滑に推進できるよう、前述の西宮市幼児期の教育・保育審議会の答申も踏まえ、本計画を策定するものです。

※合計特殊出生率…合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

2. 計画の位置づけと期間

本計画の策定にあたっては、国の動向や市の現状を踏まえ、これまでの本市の取り組みとの関連性、継続性を保つとともに、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、「第4次西宮市総合計画（中間改定・平成26年3月）」や各部門別計画との整合、連携を図ったものとします。

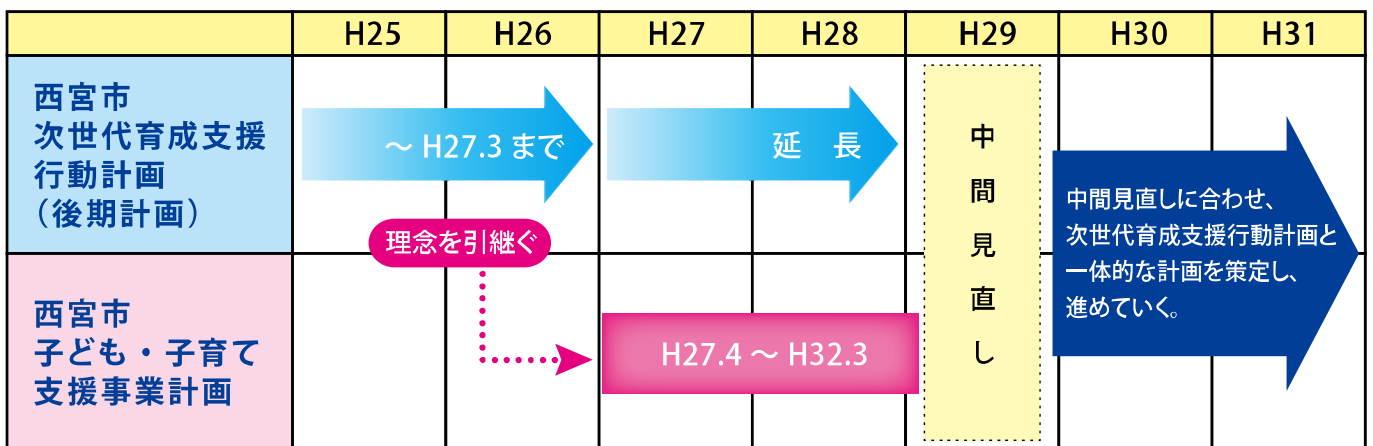
また、本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条及び基本指針に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とします。

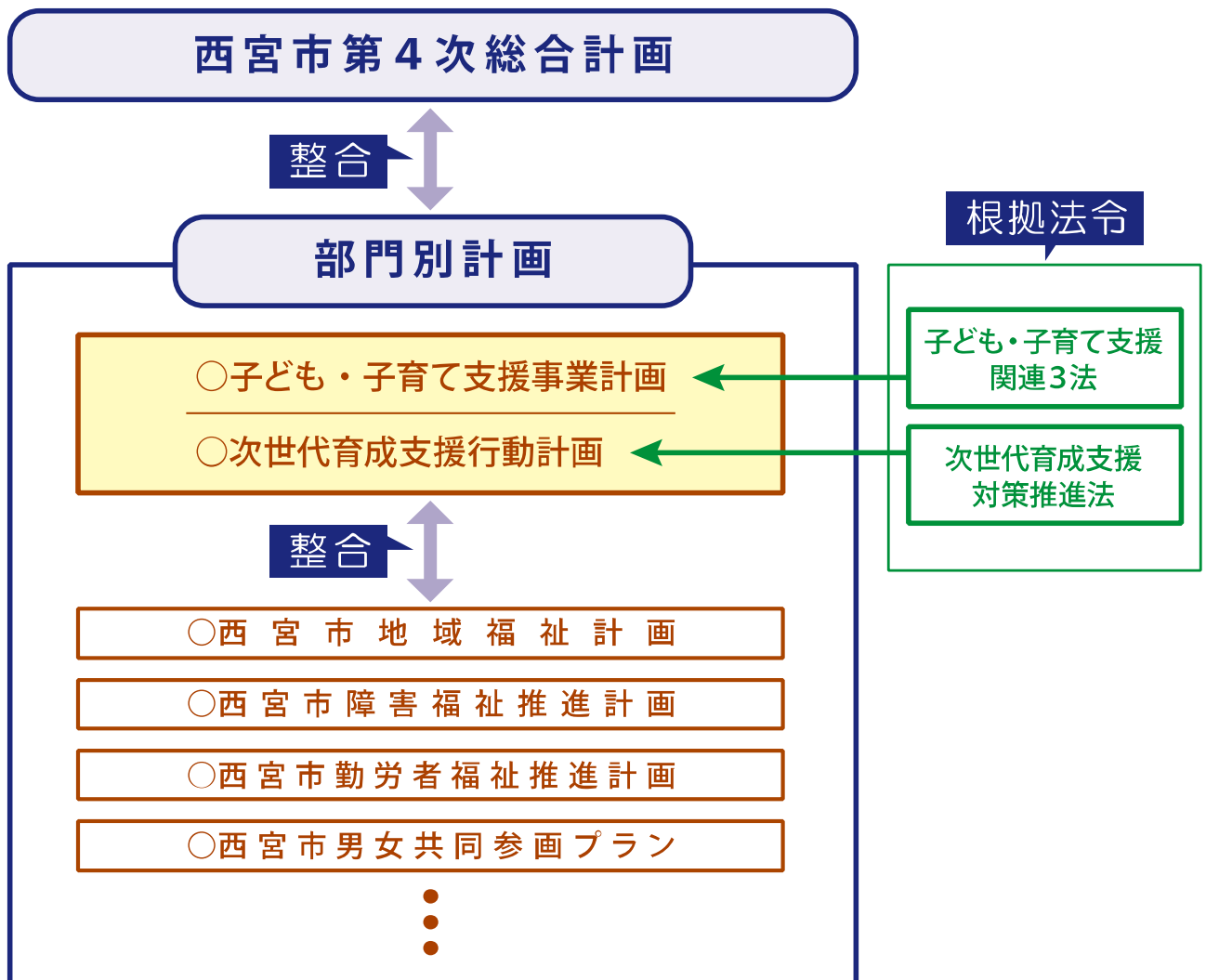
3. 西宮市次世代育成支援行動計画との関係

本市では、次世代法に基づき、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画として、少子化対策及び次世代育成支援対策の方向性や目標を包括的に定めた西宮市次世代育成支援行動計画（以下、「次世代計画」という。）を策定しています。このたび、次世代法の一部改正に伴い、平成27年3月31日までの時限立法であった法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されることとなりました。また、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられ、次世代法に基づく計画の策定は任意化されました。

次世代計画が、少子化対策及び次世代育成支援対策の方向性や目標を包括的に定めた幅広い計画であったことに対し、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画は、特定の事業に関する事業量や目標値を定めた計画となります。

こうしたことから本市では、次世代計画のうち、国の基本指針で必須記載事項と定められている事業については、子ども・子育て支援事業計画に位置付け、それ以外の事業は、次世代計画をそのまま延長して、平成29年度に予定している子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの際に、次世代計画で定める事業を整理した上で、一体的な計画として見直すこととします。





4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や事業主、労働者の代表、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者で構成する「西宮市子ども・子育て会議」を平成25年8月に設置して、具体的・個別的事案の審議や計画内容について検討を行いました。

また、市内部における新制度の円滑な推進を図るため、横断的な組織としてプロジェクト・チーム「子ども・子育て支援新制度推進チーム」を設置しました。

さらに、市民の意見を計画に反映するため、「西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査」を平成25年11月から12月にかけて実施したほか、平成26年1月から2月にかけてワークショップやグループインタビューを実施し、子育て世帯や子育て支援の関係者、子ども本人(小学生)等、幅広く西宮市の子育て環境等に関する状況の把握、子育ての実態やニーズの把握に努めました。また、計画素案の段階においてパブリックコメントを実施しました。

第2編 子育て支援に関する基本的な考え方

第2編 子育て支援に関する基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、これまで次世代法に基づき、平成17年度から平成21年度を前期、平成22年度から平成26年度を後期の計画期間として次世代計画を策定し、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ～子育てするなら 西宮～」を基本理念に、地域における子育て支援サービスや保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、幅広い施策の展開を図ってきました。

本計画の策定にあたり、こうした本市における子育て支援に関する基本的な考え方について、改めて西宮市子ども・子育て会議で審議を重ねてきました。

その中で、次世代計画の基本理念や、平成22年度から3か年にわたり、本市の幼児期における教育・保育のあり方について審議してきた「西宮市幼児期の教育・保育審議会」での答申を踏まえることとしました。

さらに、子ども・子育て支援法に基づく基本指針やニーズ調査等における様々な意見等を踏まえるとともに、保護者のニーズばかりに目を向けるのではなく、“子ども中心に考える”といった子どもの視点に立った取り組みを進めていくという観点で、子育て支援に関する基本的な考え方を決めました。

基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

2. 基本的な視点

本計画は、計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について「量の見込み」と「確保内容及びその方法」・「実施時期」を記載することを目的とし、第5編以降に各サービスについて明記していきますが、その考え方は以下に掲げる視点を踏まえたものとなります。

〔1〕すべての子どもが健やかに成長する社会をめざします

しっかりとした愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

〔2〕すべての子どもの幸せを第一に考えます

社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが自身の幸せを実感できるよう、すべての子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。また、子どもの権利や利益を尊重し、個々の子どもの成長・発達に合わせた取り組みを進めていきます。

〔3〕子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、子育て家庭を支え、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

〔4〕まち全体で子どもを育みます

保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長とともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携することにより、まち全体で子どもを育みます。

第3編 子ども・子育て支援新制度の概要

第3編 子ども・子育て支援新制度の概要

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 概要

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されます。

(2) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）の創設
- 小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の子ども・子育て支援の充実

※新制度における子ども・子育て支援の取り組みは、「給付」と「事業」で構成されます。

給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

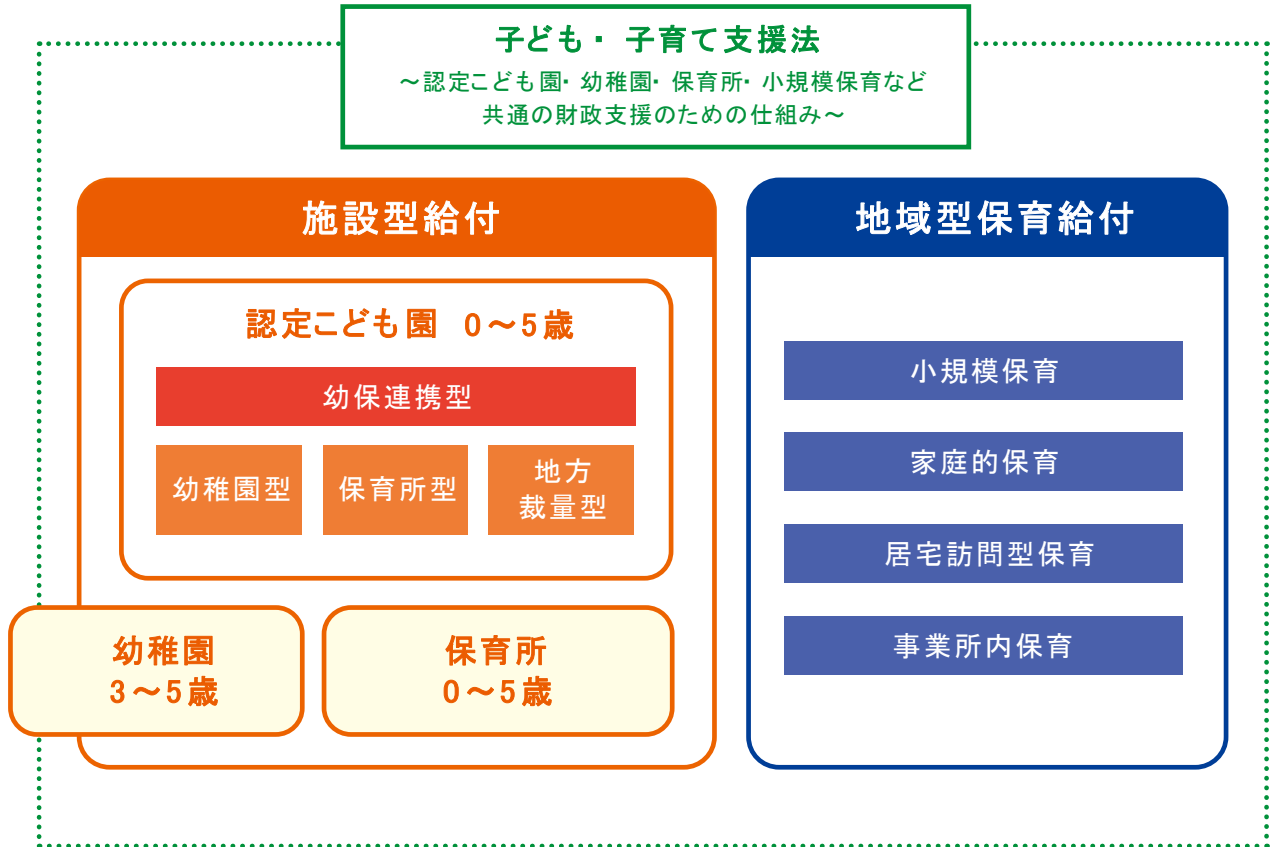
- **施設型給付**
幼稚園、保育所、認定こども園
- **地域型保育給付**
小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育
- **児童手当**

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②時間外保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な主体の参入促進事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業
- ⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業

(3) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されます。この2つの給付制度に基づいて、従来、別々に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化されます。



※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）が改正され、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されます。

※幼稚園については、新制度に移行し施設型給付の対象となる幼稚園と、新制度に移行せず従来の私学助成を受ける幼稚園に分かれます。

(4) 地域型保育給付について

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、次の事業を地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなります。

- 家庭的保育（家庭的保育者（保育士等）の居宅その他の場所で保育する。）（利用定員5人以下）
- 小規模保育（利用定員6人以上19人以下の小規模施設で保育する。）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育する。）
- 事業所内保育（従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを保育する。）

(5) 施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業者の確認手続き

市町村長は、施設・事業の認可の際には、児童福祉審議会（西宮市の場合は「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」）の意見を聴かなければならないとされています。

また、施設・事業者は、市町村による確認を受けて、施設型給付・地域型保育給付の対象となります。

●確認とは

新制度において、認可を受けた施設・事業者が給付等の支援対象となるために市町村から確認を受ける必要があります。

その上で、支給認定を受けた子どもが確認を受けた施設・事業者を利用することで、施設型給付・地域型保育給付を受けることができます。

●認可と確認の違い

認可…施設が目的にあった基準に適合することを認める手続

確認…給付の対象となる施設・事業者を確定する手続

(6) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が、保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなります（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認 定 区 分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性の認定を受けない）の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所 小規模保育等

(7) 保育の必要性の認定

認定こども園、保育所、小規模保育等において、保育を希望する場合には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定にあたっては、認定を受ける子どもの保護者が次の事由に該当することが必要となります。

- 就労（週3日以上かつ週16時間以上の就労）
- 同居又は長期入院等している親族の介護、看護
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合
- 妊娠、出産
- 災害復旧
- 虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある
- 保護者の疾病、障害
- 求職活動

(8) 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する次の13事業が地域子ども・子育て支援事業とされ、対象事業の範囲は法律で定められています。

事業の名称	本市における既実施事業
利用者支援事業	こども支援案内窓口
時間外保育事業	延長保育事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新規
多様な主体の参入促進事業	新規
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター
子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業
乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業・要保護児童対策地域協議会
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業・幼稚園の預かり保育事業
病児保育事業	病児・病後児保育事業
子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業

(9) 利用者負担

利用者負担は、政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市町村が定める額となります。

(10) 子ども・子育て支援事業計画

国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」の策定が市町村に義務づけられています。

計画で定めなければならない主な事項

- 圏域の設定
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み（数値目標）
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期（供給量及びその時期）
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(11) 地方版子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援にかかる当事者を含めた合議制の機関として、市町村における設置が努力義務とされています。本市においては、「西宮市子ども・子育て会議」（委員構成については、p.73 参照）を平成25年8月に設置しています。

- 評価検討ワーキンググループ、基準等検討ワーキンググループを設置
- 審議事項：①子ども・子育て支援事業計画 ②施設、事業の認可基準、運営に関する基準等
③保育の必要性の認定に関する基準 ④利用者負担 ⑤施設、事業の利用定員の設定
⑥次世代育成支援行動計画後期計画（H22～H26）の評価

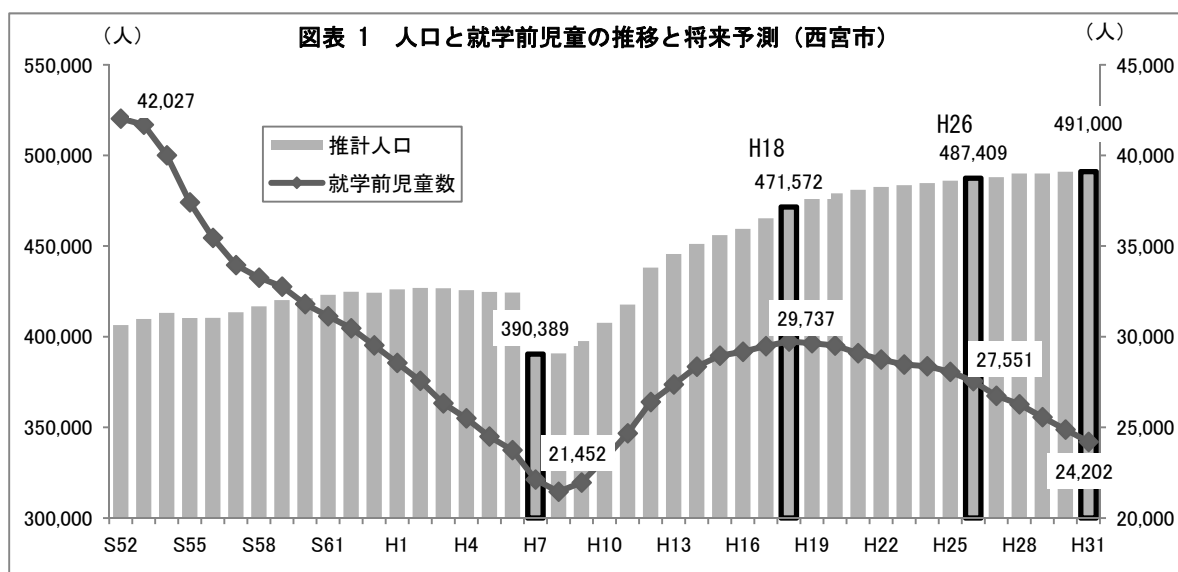
第4編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

第4編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

1. 人口の動向

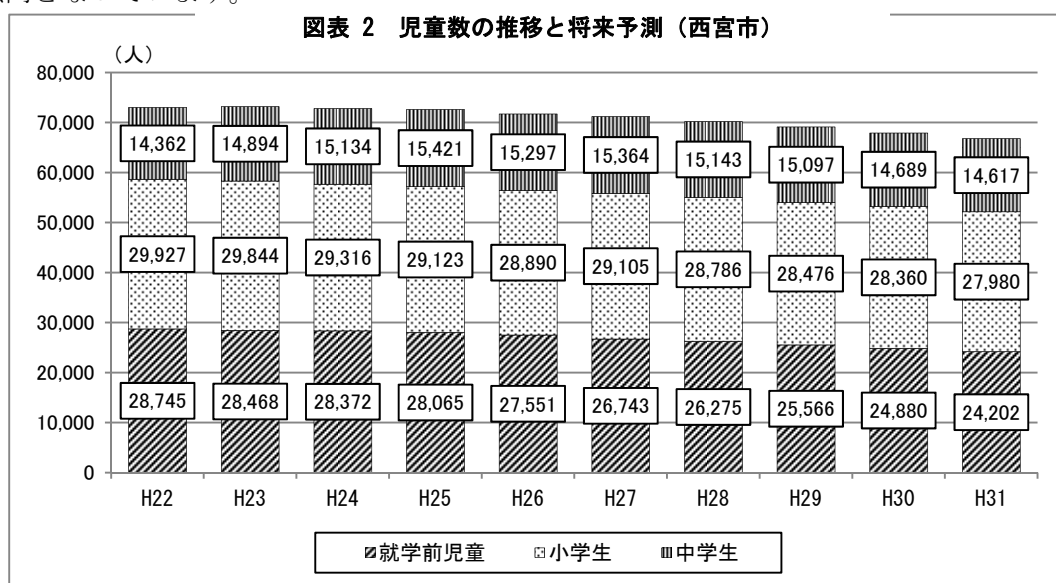
(1) 人口の推移と将来予測

本市の人口の推移と将来予測をみると、「総人口」は微増傾向にあり、平成26年で487,409人となっています。また、平成26年以降も微増傾向となっています。一方、「就学前児童（0～5歳児）」は、平成18年をピークに減少傾向にあり、平成26年で27,551人となっています。また、平成26年以降も減少傾向となっています。



資料：総人口「西宮の統計」（平成26年まで）、「西宮市将来人口推計（平成24年6月）」（平成27年以降）
 就学前児童数「西宮市教育委員会資料」（平成26年まで）、「西宮市子ども支援局資料」（平成27年以降）

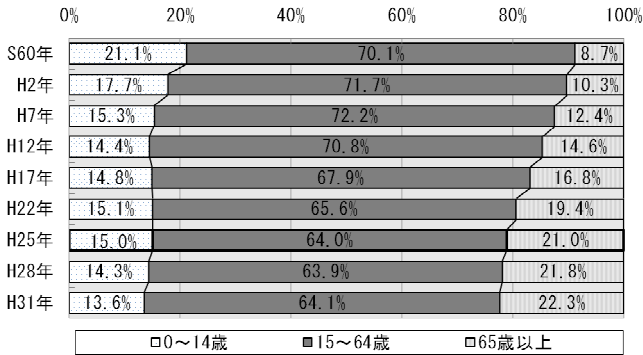
本市の児童数の推移と将来予測をみると、「就学前児童」と同様に「小学生」、「中学生」とも、今後は減少傾向となっています。



資料：就学前児童数「西宮市教育委員会資料」（平成26年まで）、「西宮市子ども支援局資料」（平成27年以降）

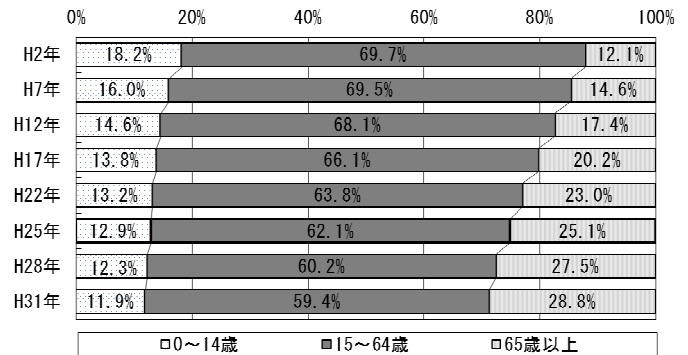
本市の年齢別の人口の推移をみると、「0歳～14歳」の人口割合の減少スピードは全国平均と比較すると遅く、平成7年から平成28年までほぼ横ばいの状態です。しかし、65歳以上の高齢者は年々増加しており、全国平均と同様に高齢化が進んでいます。

図表3 年齢別の人口の推移（西宮市）



資料：国勢調査（平成22年まで）
 「住民基本台帳・外国人登録人口（9月末）（平成25年）」
 「西宮市の将来人口推計（平成24年6月）」（平成28年以降）

図表4 年齢別の人口の推移（全国）



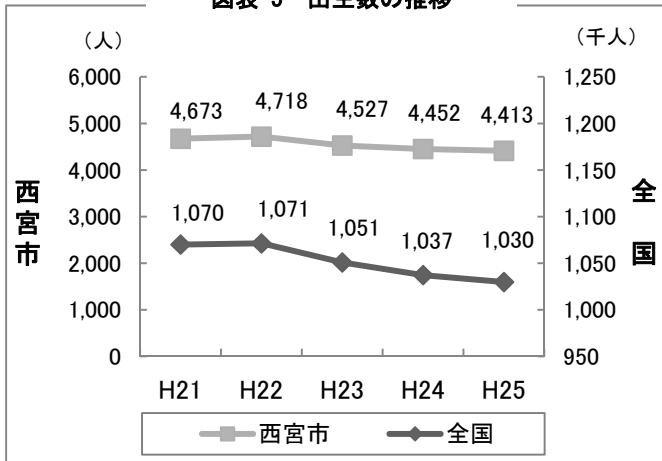
資料：国勢調査（平成22年まで）
 総務省統計局 推計人口（10月1日）（平成25年）
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成24年1月推計）」（平成28年以降）

（2）出生の動向

本市の出生数については微減傾向にあり、平成25年度では4,413人となっています。一方、合計特殊出生率は、微増傾向にありますが、全国平均と比べると低くなっています。

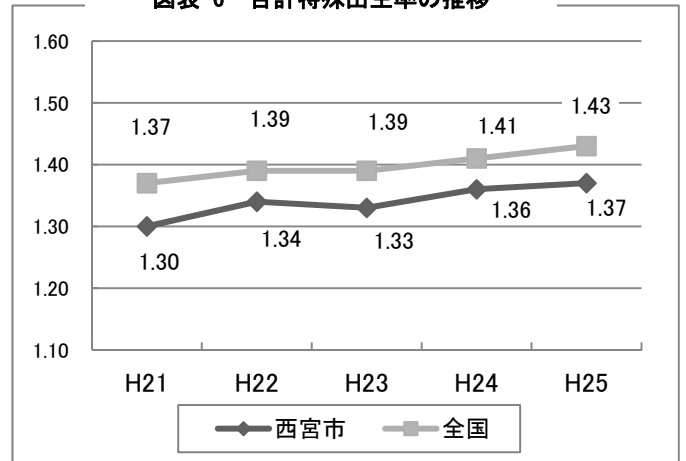
※合計特殊出生率…合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

図表5 出生数の推移



資料：西宮市「西宮市の統計」
 全国「人口動態統計（厚生労働省）」

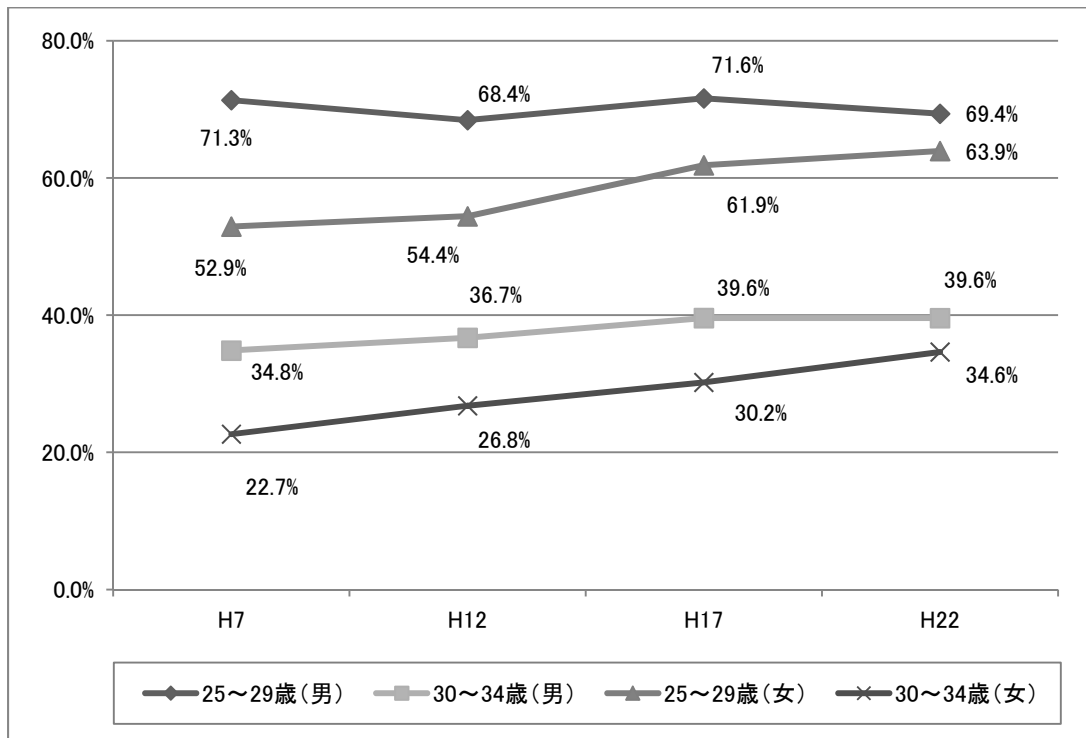
図表6 合計特殊出生率の推移



資料：西宮市保健所

本市の25～29歳、30～34歳の未婚率の推移をみると、男性は横ばいで推移していますが、女性は年々未婚率が高くなっています。

図表7 未婚率の推移（西宮市）

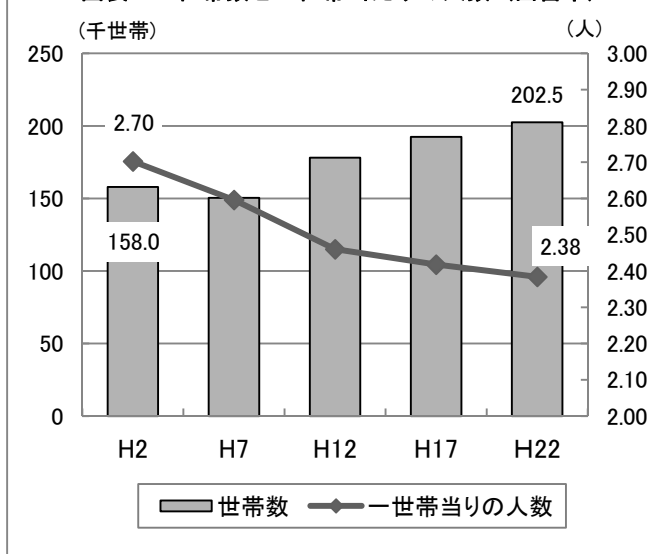


資料：国勢調査

(3) 世帯（家族）や就労の状況

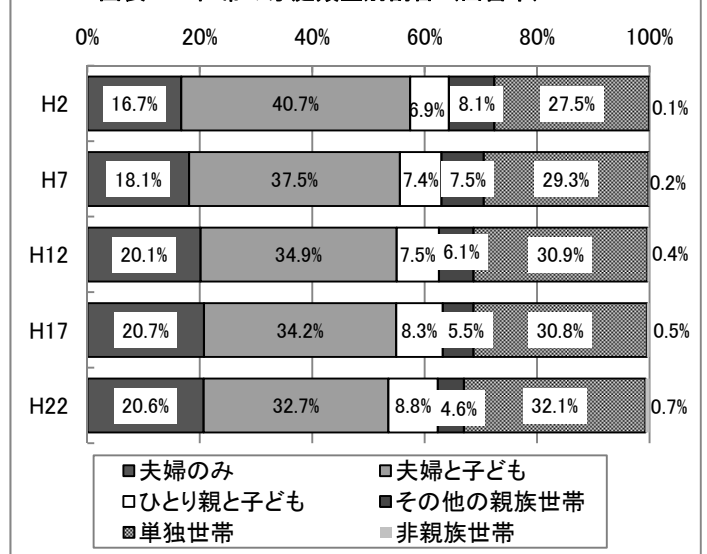
本市の世帯数と一世帯当たりの人数をみると、世帯数は年々増加している一方で、一世帯当たりの人数は年々減少しています。また、本市の世帯の家族類型別割合をみると「ひとり親と子ども」、「単独世帯」は増加傾向となっており、世帯の小規模化や核家族化がさらに進んでいることがうかがえます。

図表8 世帯数と一世帯当たりの人数（西宮市）



資料：国勢調査

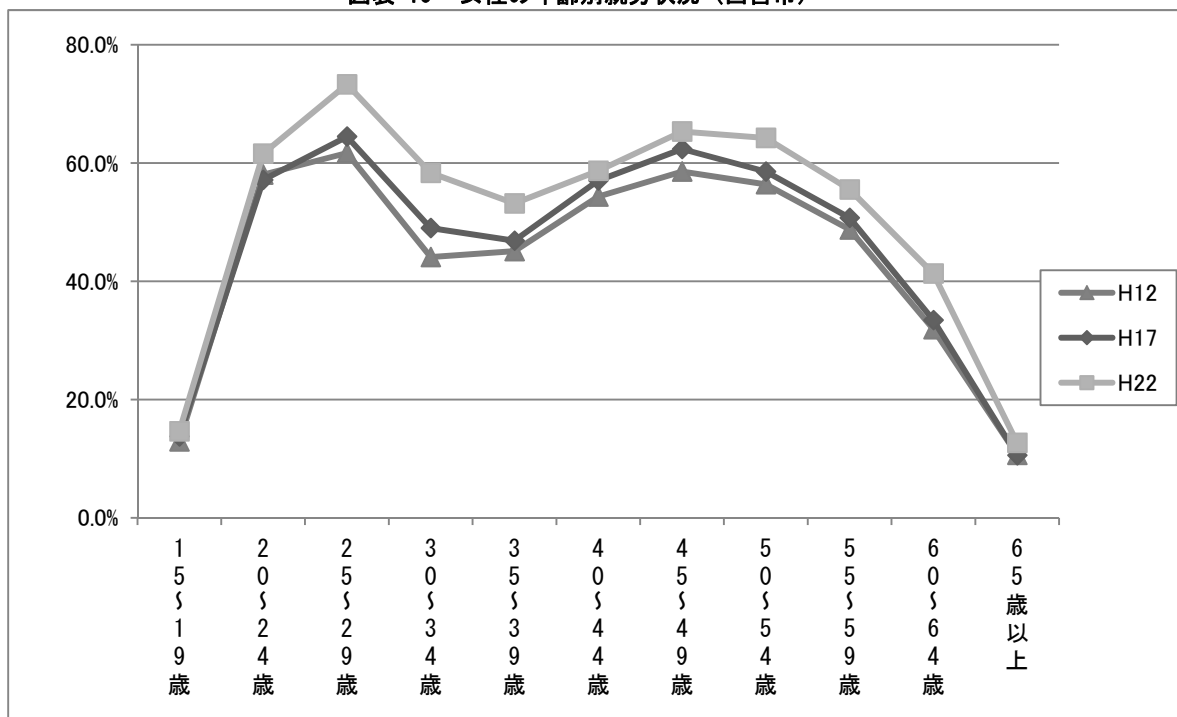
図表9 世帯の家庭類型別割合（西宮市）



資料：国勢調査

本市の女性の年齢別の就労状況をみると、30歳代で一旦低くなるM字カーブを描いていますが、平成22年では平成12年や平成17年に比べて30歳代の就労率が上昇しており、M字カーブがやや解消する傾向にあります。

図表 10 女性の年齢別就労状況（西宮市）



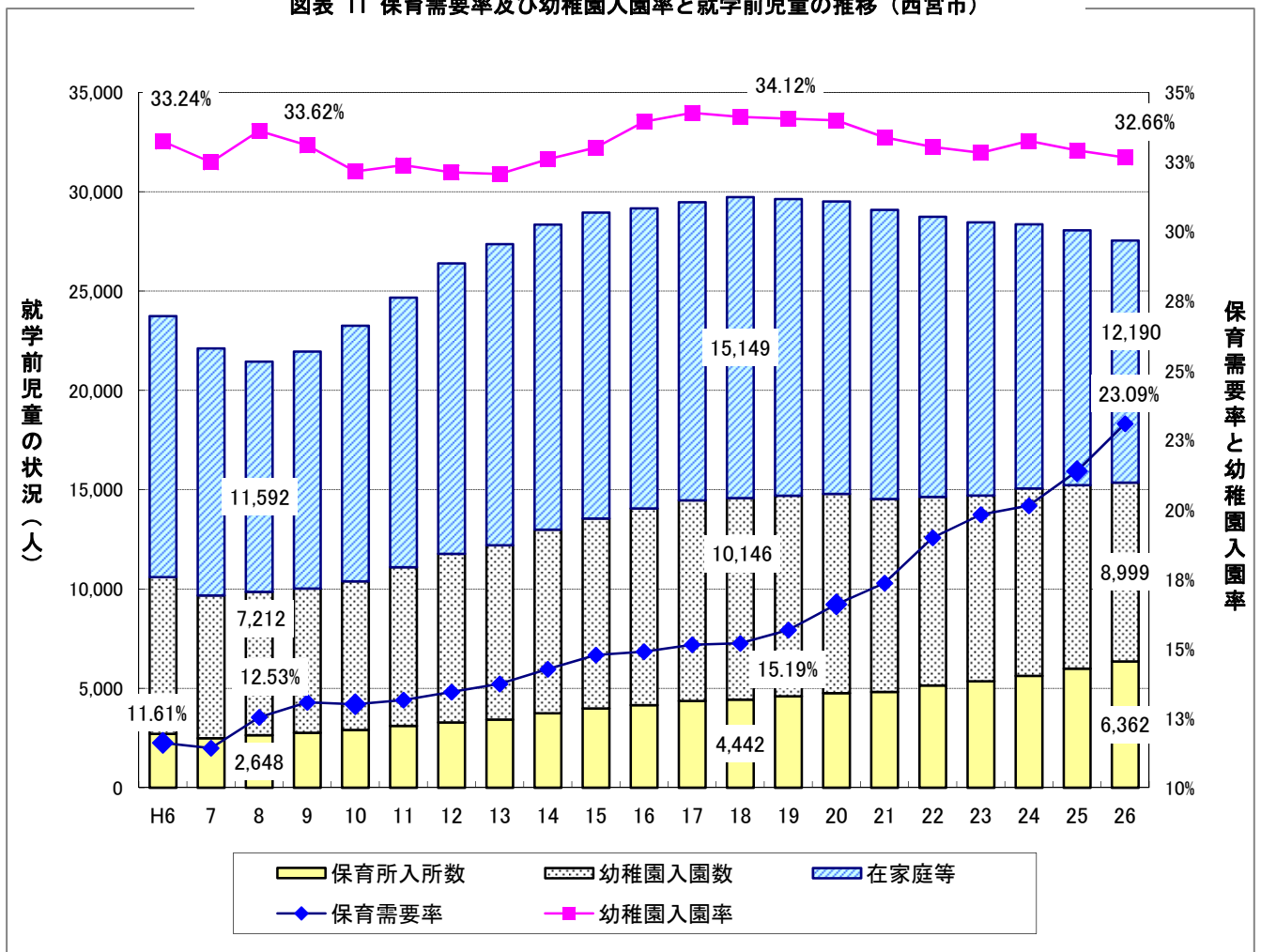
資料：国勢調査

2. 就学前児童の状況

(1) 保育需要と幼稚園入園率の推移

本市の就学前児童の状況をみると、在家庭等（幼稚園、認可保育所、保育ルーム、家庭保育所、小規模保育施設に通う児童以外を示し、認可外保育施設等の利用者を含む）が約半数となっています。また、「保育所入所数」及び「保育需要率※1」は年々増加を続けていますが、「幼稚園入園率※2」は多少の増減はあるものの、約30%で推移しています。

図表 11 保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の推移（西宮市）

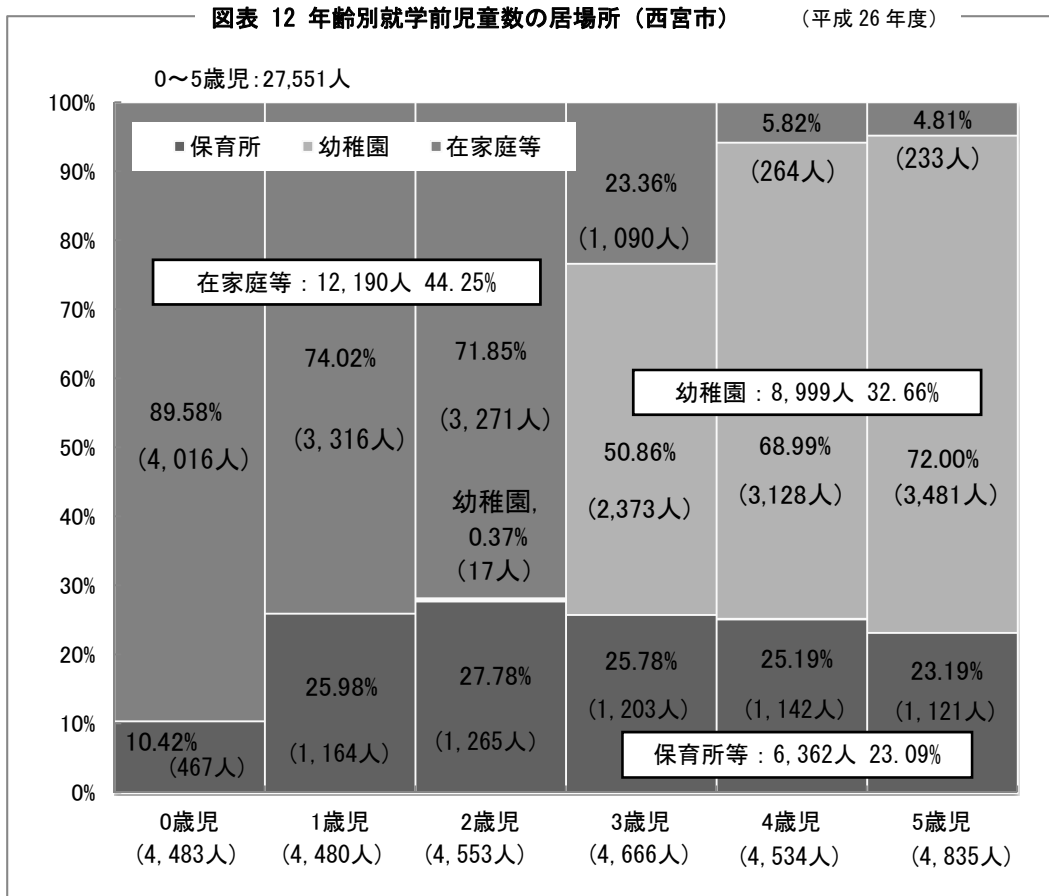


資料：西宮市こども支援局「保育所入所数（4/1 現在）」、西宮市教育委員会「就学前児童数」「幼稚園在籍児童数」（5/1 現在）

※1 保育需要率：「認可保育所、保育ルーム、家庭保育所、小規模保育施設の入所数＋待機児童数」÷「就学前児童数」
 ※2 幼稚園入園率：「幼稚園在籍児童数」÷「就学前児童数」

(2) 年齢別就学前児童の居場所

平成 26 年度の就学前児童について、年齢別にみると、0 歳児では約 90%が、1、2 歳児では約 70%が「在家庭等」である一方、3 歳児では約 50%が、4、5 歳児では約 70%が「幼稚園」利用者となっています。「保育所等（認可保育所のほか、家庭保育所、保育ルーム、小規模保育施設を含む）」利用者は0～5 歳児で、約 23%となっています。



資料：西宮市子ども支援局「保育所入所数（4/1 現在）」、
西宮市教育委員会「就学前児童数」（4/1 現在）「幼稚園在籍児童数」（5/1 現在）

(3) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設は、年度途中に利用者数の変動がありますが、各年 4 月 1 日現在の利用者数は、増加傾向にあります。認可外保育施設の利用者数には、待機児童も含まれています。

図表 13 地域別 認可外保育施設（事業所内保育施設除く）の入所児童数（西宮市・各年 4 月 1 日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	35 か所	35 か所	42 か所	41 か所	41 か所	39 か所
利用者数	741 人	789 人	765 人	976 人	1,086 人	1,084 人

資料：西宮市子ども支援局

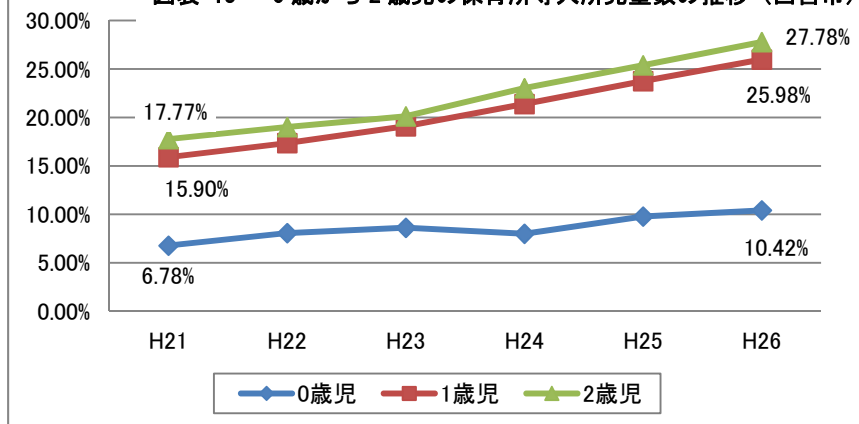
(4) 就学前児童の居場所の推移

0歳児から2歳児における居場所をみると、約80%が「在家庭等」となっていますが、保育需要の増加に伴い、年々、「保育所等」の割合が増加しています。

図表 14 0歳児から2歳児の居場所の推移 (西宮市)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
児童数	14,605人	14,326人	14,169人	13,903人	13,796人	13,516人
在家庭等	12,625人 (86.44%)	12,171人 (84.96%)	11,896人 (83.96%)	11,456人 (82.40%)	11,050人 (80.10%)	10,603人 (78.45%)
幼稚園 (満3歳)	14人 (0.10%)	17人 (0.12%)	13人 (0.09%)	14人 (0.10%)	21人 (0.15%)	17人 (0.13%)
保育所等	1,966人 (13.46%)	2,138人 (14.92%)	2,260人 (15.95%)	2,433人 (17.50%)	2,725人 (19.75%)	2,896人 (21.42%)

図表 15 0歳から2歳児の保育所等入所児童数の推移 (西宮市)



図表 14 資料
西宮市こども支援局
「保育所入所児童数 (4/1 現在)」
西宮市教育委員会
「就学前児童数 (5/1 現在)」
「幼稚園在籍児童数 (5/1 現在)」

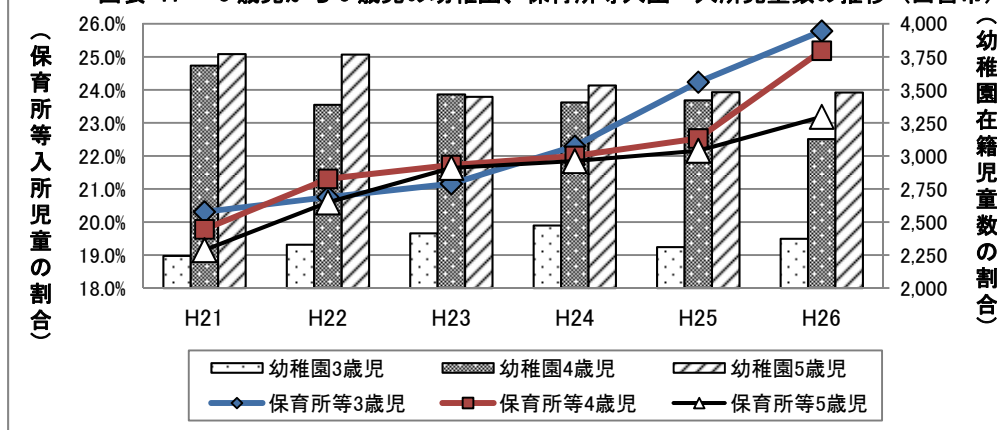
図表 15 資料
西宮市こども支援局
「保育所入所児童数 (4/1 現在)」

3歳児から5歳児における居場所をみると、約89%が「幼稚園」、「保育所等」に入園・入所しています。「幼稚園」や「在家庭等」の割合は、緩やかな減少傾向にあります。保育需要の増加に伴い「保育所等」の割合は増加しています。

図表 16 3歳児から5歳児の居場所の推移 (西宮市)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
児童数	14,489人	14,419人	14,299人	14,469人	14,269人	14,035人
在家庭等	1,929人 (13.31%)	1,926人 (13.36%)	1,895人 (13.25%)	1,866人 (12.89%)	1,780人 (12.48%)	1,587人 (11.30%)
幼稚園	9,700人 (66.95%)	9,483人 (65.77%)	9,329人 (65.24%)	9,413人 (65.06%)	9,214人 (64.57%)	8,982人 (64.00%)
保育所等	2,860人 (19.74%)	3,010人 (20.87%)	3,075人 (21.51%)	3,190人 (22.05%)	3,275人 (22.95%)	3,466人 (24.70%)

図表 17 3歳児から5歳児の幼稚園、保育所等入園・入所児童数の推移 (西宮市)



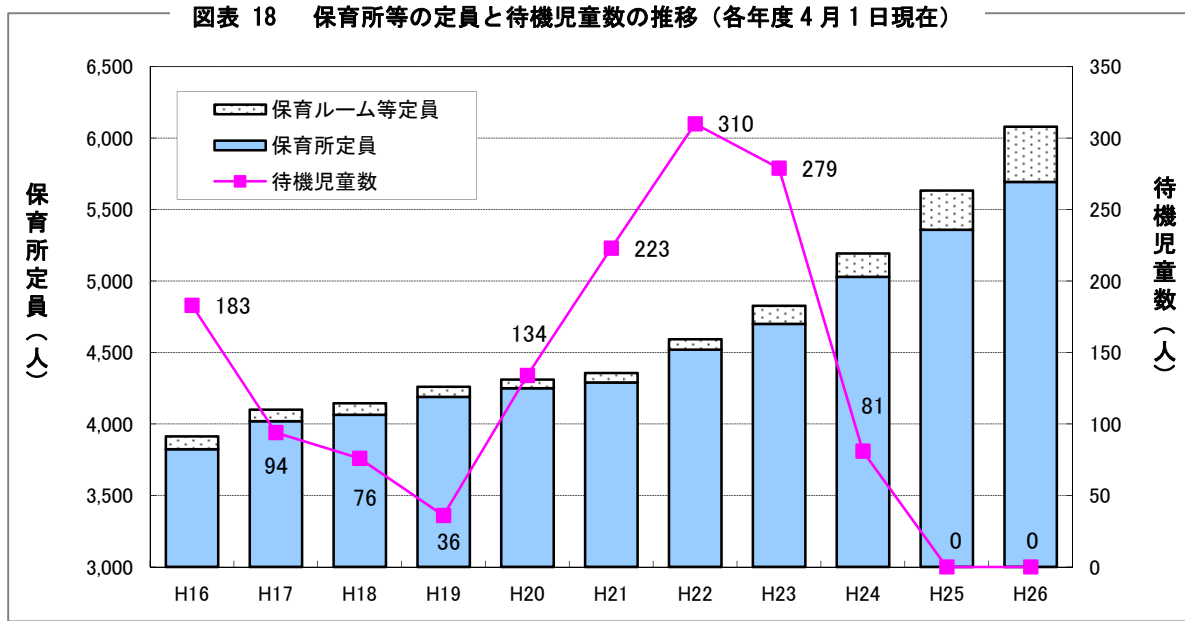
図表 16 資料
西宮市こども支援局
「保育所等入所児童数 (4/1 現在)」
西宮市教育委員会
「就学前児童数 (5/1 現在)」
「幼稚園在籍児童数 (5/1 現在)」

図表 17 資料
西宮市こども支援局
「保育所等入所児童数 (4/1 現在)」
西宮市教育委員会
「就学前児童数 (5/1 現在)」
「幼稚園在籍児童数 (5/1 現在)」

(5) 保育所の待機児童と留守家庭児童育成センターの利用状況等

本市の保育所、保育ルーム等の定員と待機児童数の推移をみると、保育所、保育ルーム等の定員は、毎年増加しているものの、待機児童数は、平成20年度以降、急激に増加し、平成22年度は過去最高となる310人となっています。その後、認可保育所と併せて、待機児童の多くを占める低年齢児に特化した対策として、賃貸物件等を活用した保育所分園や保育ルームの整備を集中的に行うとともに、保育需要の高い地域での整備を重点的に行いました。

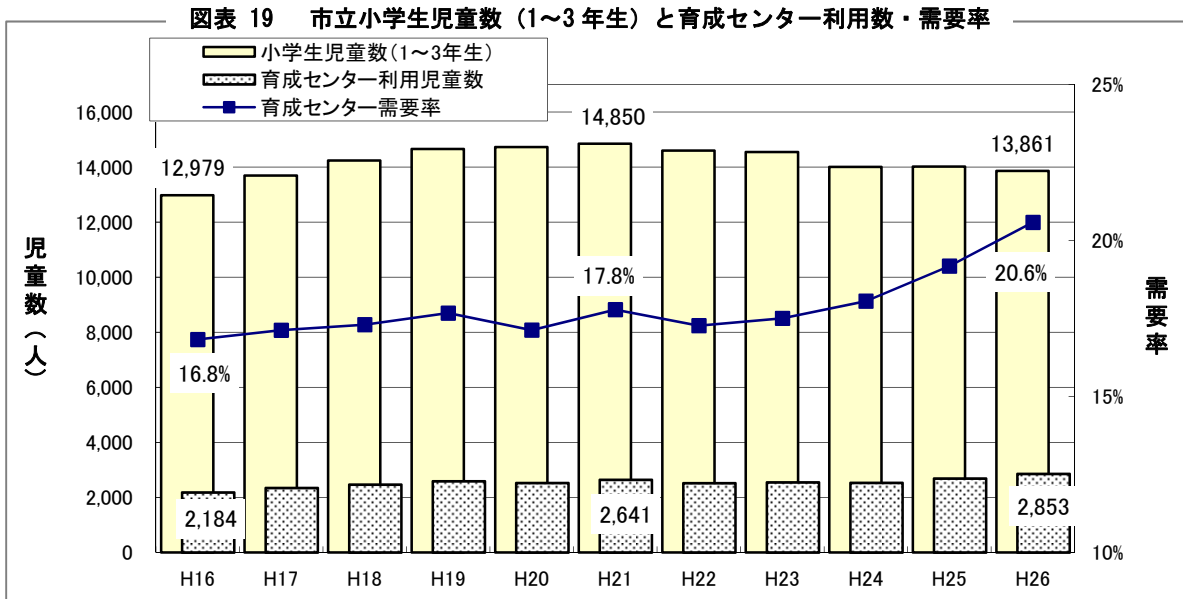
こうした取り組みにより、平成25年度、平成26年度における待機児童数は0人となっています。



資料：西宮市子ども支援局

※待機児童数については、厚生労働省基準によるもので、保護者が求職活動中や育児休業取得中、特定の保育所のみを希望する等の理由により待機している場合は、厚生労働省の基準の待機児童数に該当しません。

市立小学校1～3年生の児童数と留守家庭児童育成センター利用者数・需要率をみると、「小学生児童数（1～3年生）」は、平成21年をピークに減少傾向にあります。一方、「育成センター利用児童数」、「育成センター需要率」は増加し、平成26年に20%を超え、20.6%となっています。



資料：西宮市子ども支援局「育成センター利用児童数」（5/1 現在）、西宮市教育委員会「小学生児童数」（5/1 現在）
 ※育成センター需要率：「育成センター利用児童数」÷「小学生児童数（1～3年生）」×100

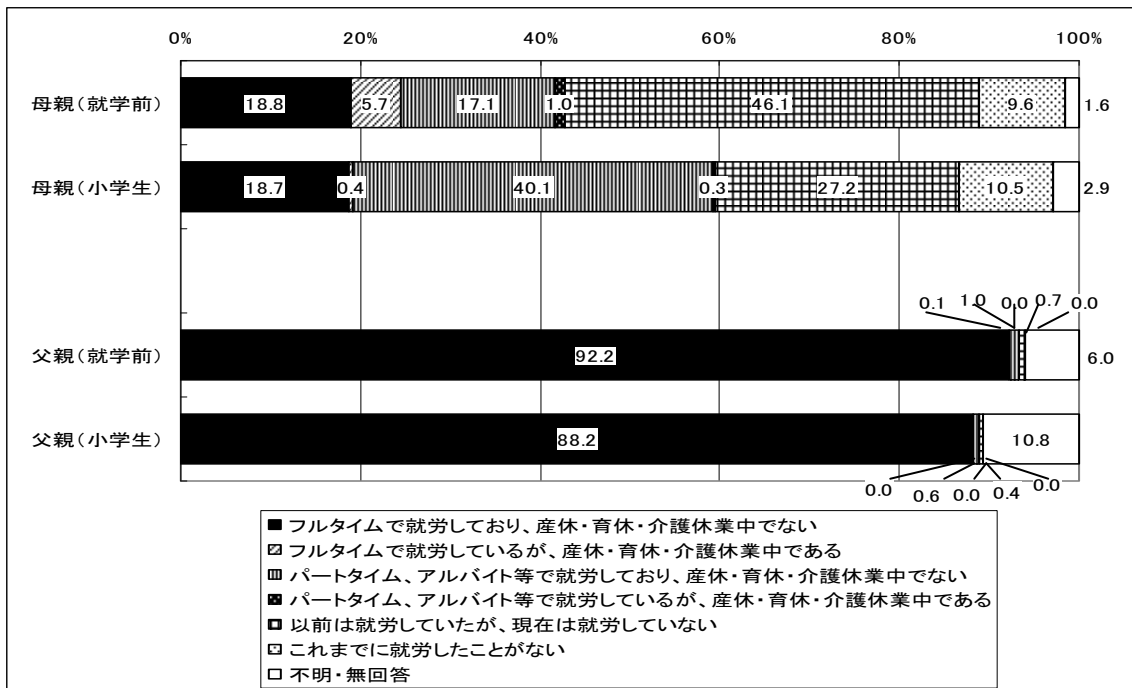
3. ニーズ調査からみる子育ての状況

調査の名称	西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査	
調査の目的	子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、本市における子育て支援に関する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施	
調査設計	調査対象	就学前児童：平成25年9月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出 小学生：平成25年9月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出
	調査期間	平成25年11月6日～平成25年12月20日
	調査方法	調査票による本人記入方式 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(1) 保護者の就労状況

保護者の就労状況について、母親の就労状況は、「就学前」では何らかの仕事に就いている人が約40%に対し、「小学生」では何らかの仕事に就いている人が約60%を占めています。特に「小学生」ではパート就労している人が約40%となっており、「就学前」に比べて大幅に増加しています。また、父親については、「就学前」、「小学生」とも何らかの仕事に就いている人が約90%を占めています。

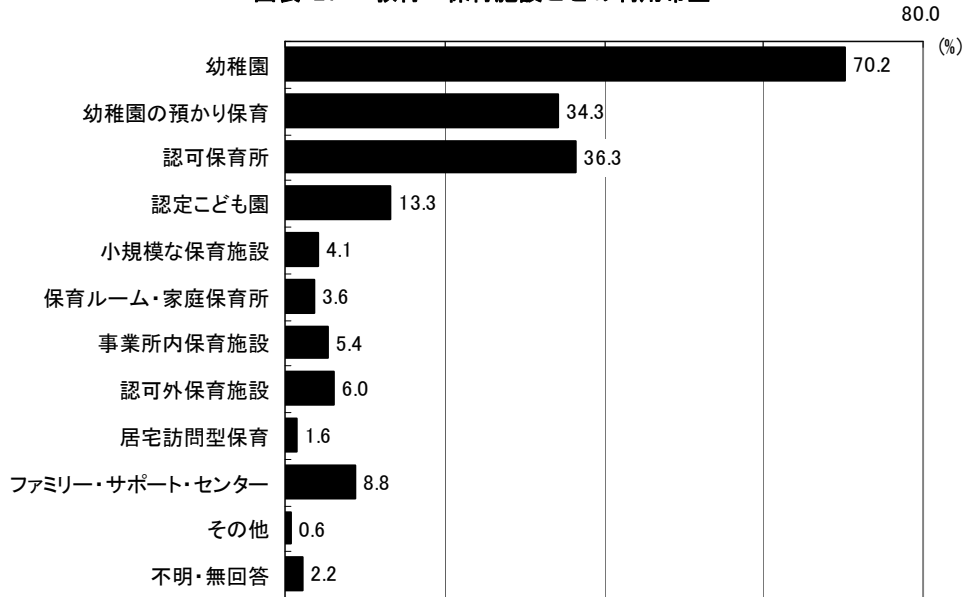
図表 20 保護者の就労状況



(2) 教育・保育事業の利用希望

認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育事業の定期的な利用希望をみると、幼稚園が約70%と最も多く、次いで認可保育所が約36%、幼稚園の預かり保育が約34%となっています。

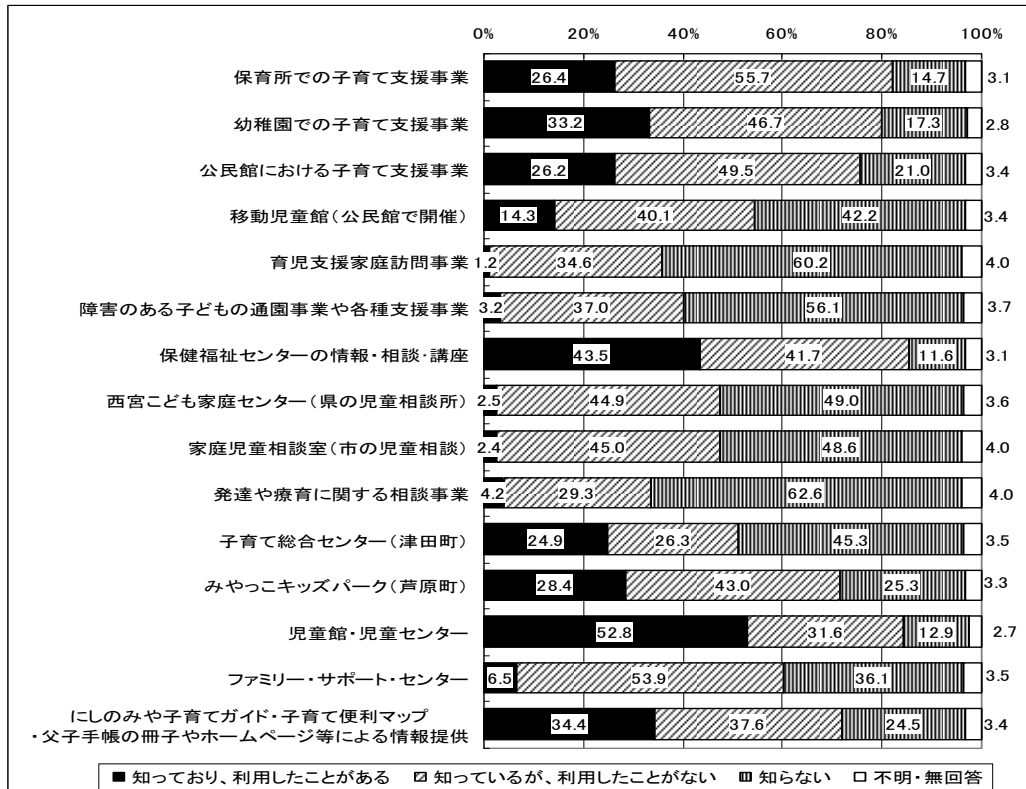
図表 21 教育・保育施設ごとの利用希望



(3) 地域の子育て支援サービスの利用状況

子育て支援サービスの利用状況をみると、児童館・児童センターや保健福祉センターの情報・相談・講座を利用している人の割合が高くなっています。

図表 22 子育て支援サービスの利用状況（就学前）

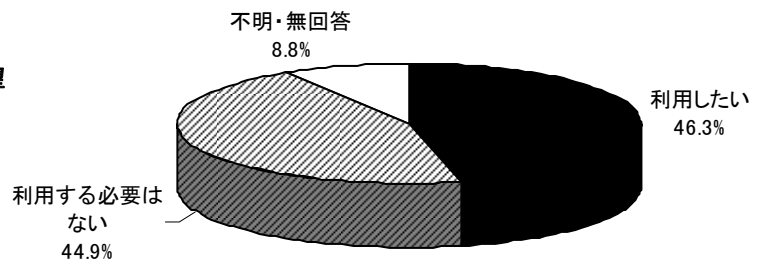


(4) 一時預かり事業の利用希望

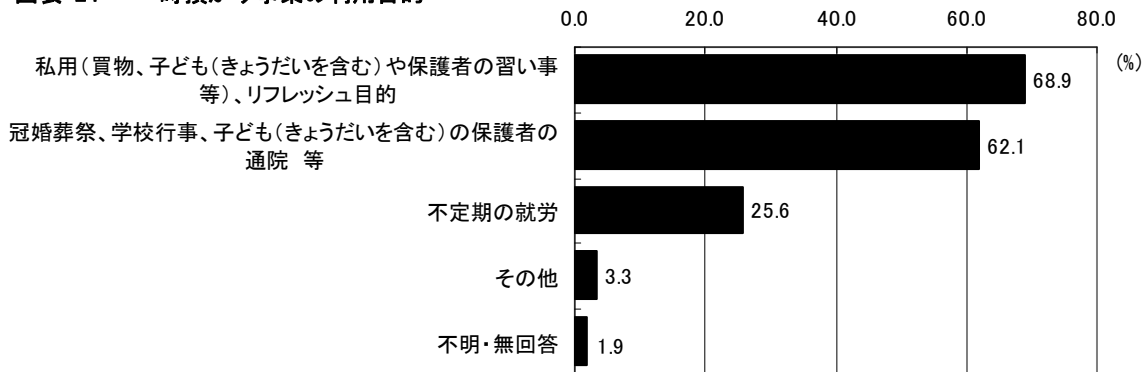
一時預かり事業の利用希望をみると、「利用したい」という人が約46%、「利用する必要はない」という人が約45%となっています。

利用したい目的別にみると、「私用（買物、子ども（きょうだいを含む）や保護者の習い事等）、リフレッシュ目的」が約69%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（きょうだいを含む）の保護者の通院等」が約62%と高くなっています。

図表 23 一時預かり事業の利用希望



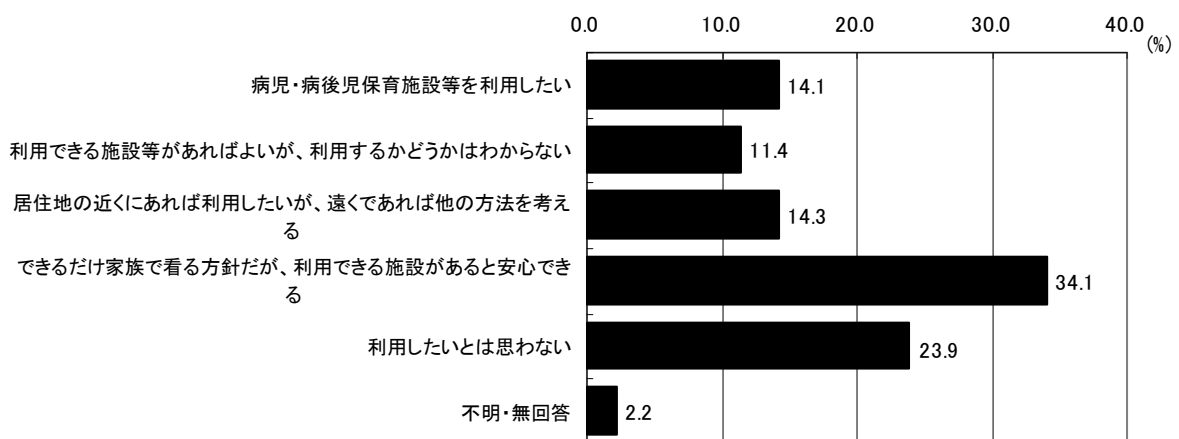
図表 24 一時預かり事業の利用目的



(5) 病児・病後児保育事業の利用希望

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった時に、母親・父親が休んで対応した人のうち、病児・病後児保育施設の利用希望については、「できるだけ家族で見る方針だが、利用できる施設があると安心できる」が約34%と最も高くなっています。

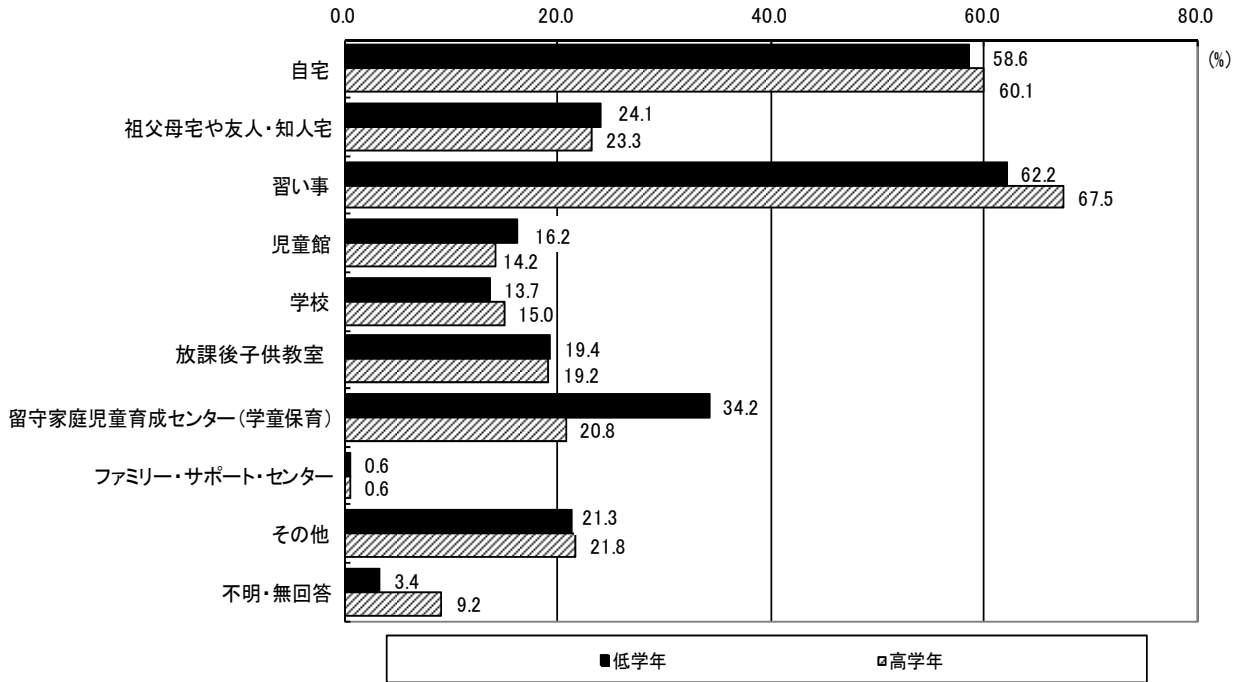
図表 25 病児・病後児保育事業の利用希望



(6) 放課後の過ごし方

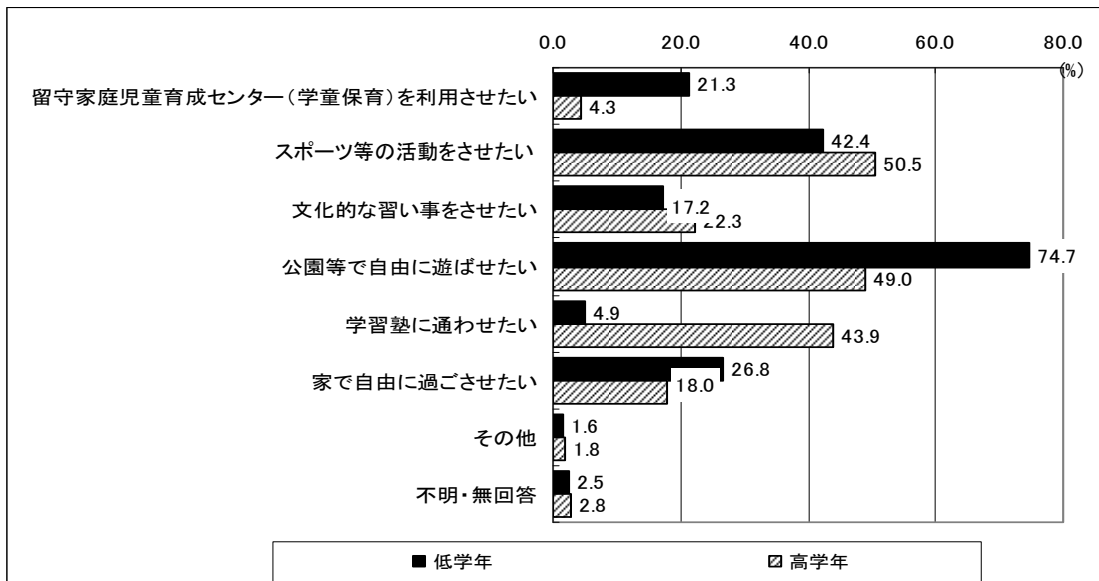
就学前の子どもの保護者が、子どもが小学生低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）になった時、それぞれ放課後に過ごさせたい場所の希望をみると、「低学年」、「高学年」共に、「習い事」（約62%、約68%）が最も高く、次いで「自宅」（約59%、約60%）が高くなっています。

図表 26 放課後の過ごし方の希望（就学前の子どもの保護者）



小学生の保護者が希望する、子どもの放課後の過ごし方については、「低学年」では「公園等で自由に遊ばせたい」が約75%と最も高くなっているのに対し、「高学年」では「スポーツ等の活動をさせたい」、「学習塾に通わせたい」等が高くなっています。

図表 27 放課後の過ごし方の希望（小学生の保護者）



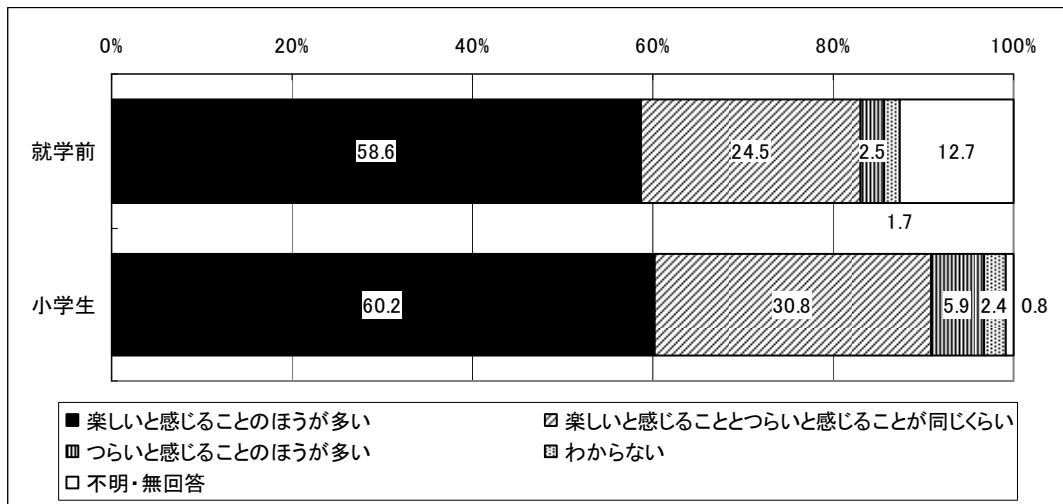
(7) 子育ての楽しさ、子育てに関する悩み

子育てを楽しんでいると感じるかということについては、「就学前」、「小学生」共に、約60%前後が「楽しいと感じることのほうが多い」としています。一方で、約2%前後が「つらいと感じることのほうが多い」としています。

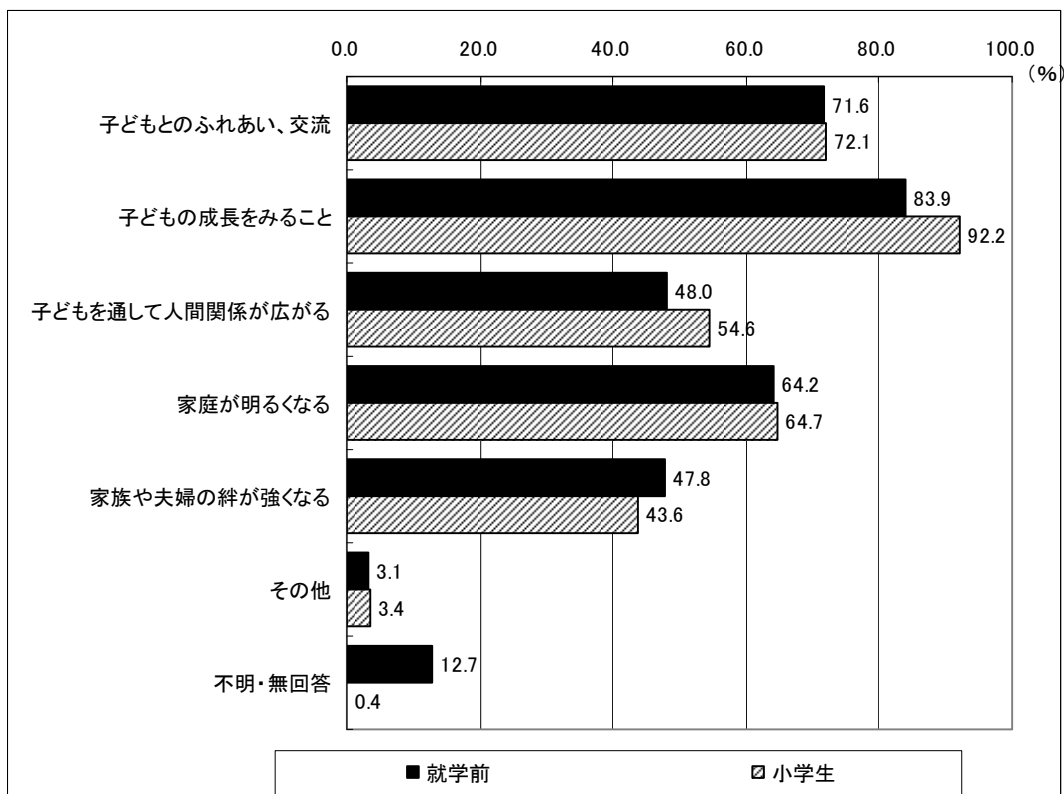
子育ての楽しみについては、「就学前」、「小学生」共に、「子どもとのふれあい、交流」、「子どもの成長をみること」をあげる人が多くなっています。

子育て等での不安や負担については、「就学前」、「小学生」共に、約50%前後が「なんとなく不安や負担等を感じる」となっています。なかでも「非常に不安や負担等を感じる」と回答した人は「就学前」で約6%、「小学生」で約9%います。

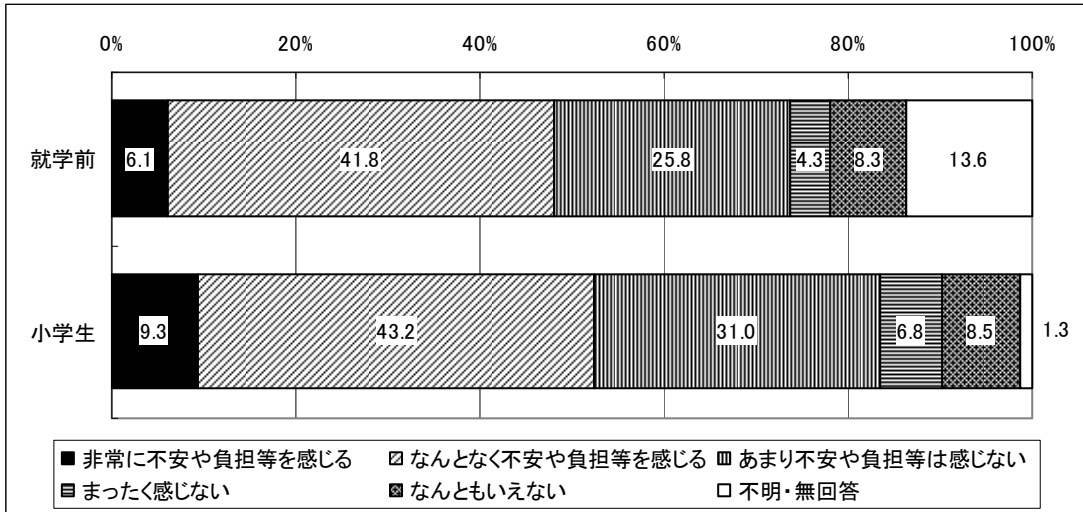
図表 28 子育てを楽しんでいると感じることの有無



図表 29 子育ての楽しみ



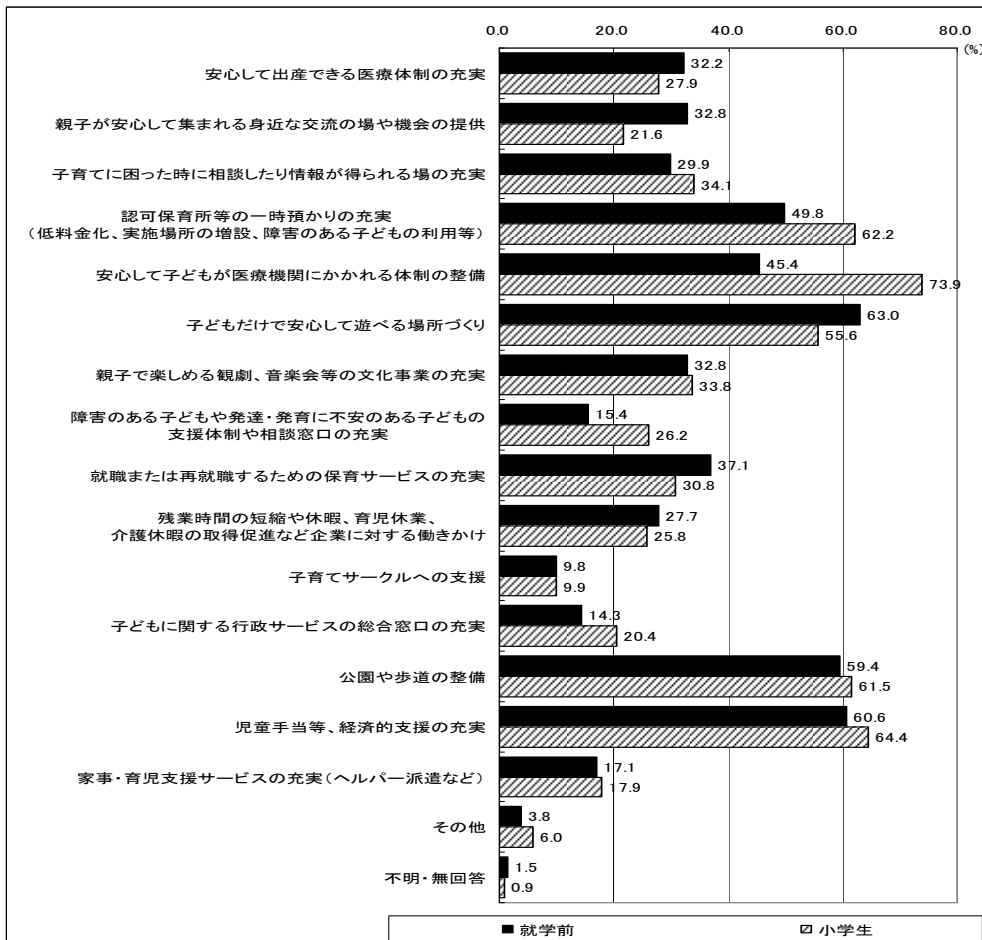
図表 30 子育て等での不安や負担



(8) 子育て支援で力を入れてほしいこと

子育て支援で力を入れてほしいことについては、「就学前」、「小学生」とも「認可保育所等の一時預かりの充実（低料金化、実施場所の増設、障害のある子どもの利用等）」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」、「公園や歩道の整備」、「児童手当等、経済的支援の充実」をあげている人が多くなっています。

図表 31 子育て支援で力を入れてほしいこと



第5編 計画の施策内容

第5編 計画の施策内容

1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域とは

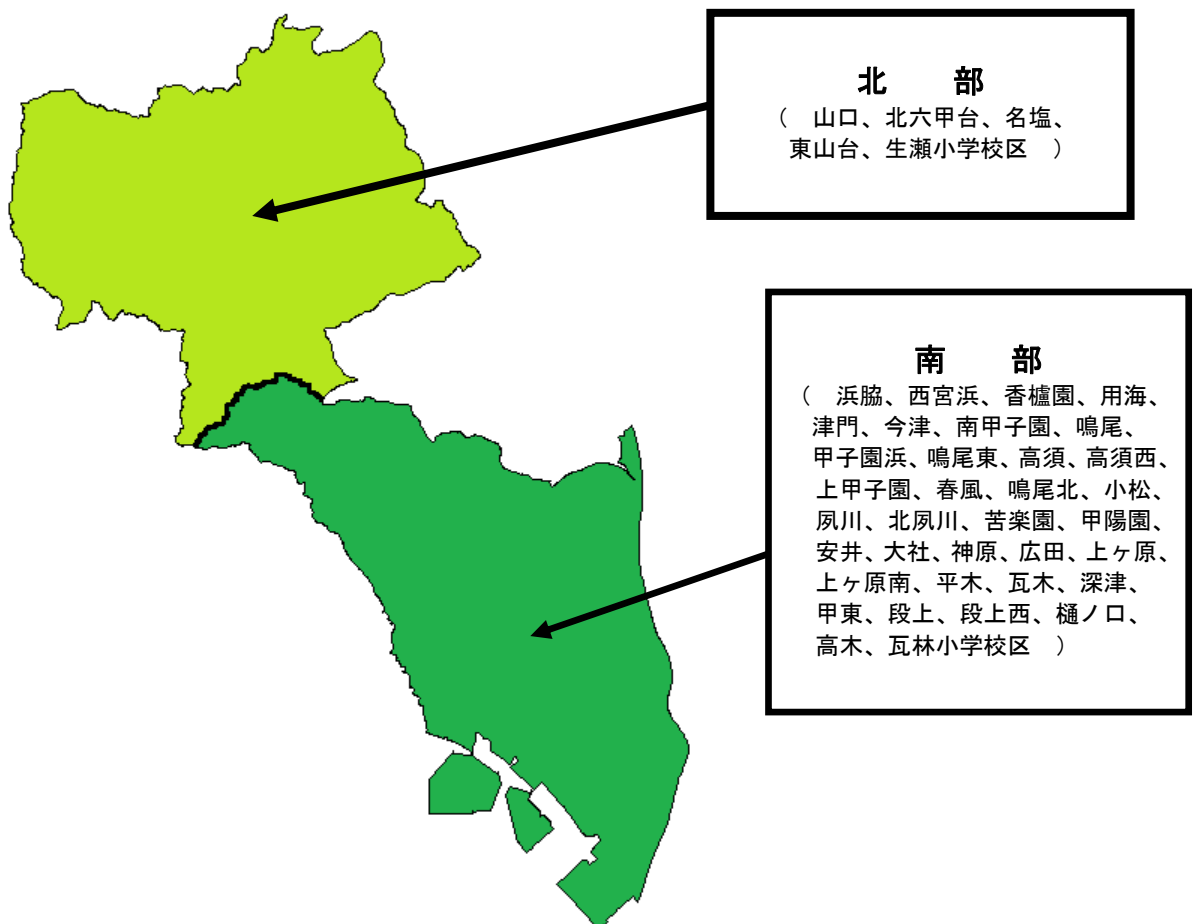
子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「提供区域」）を定めることとされています。

(2) 教育・保育の提供区域について

本市は、市域中央を六甲山系が東西に横断し、これを境に大きく北部と南部の2地域に分かれるといった地理的特性があります。教育・保育の提供区域の設定にあたって、地理的特性に加え、西宮市幼児期の教育・保育審議会（平成22年7月～平成25年7月）で示された、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本としたブロック分けに基づき検討を行いました。

さらに、施設の利用状況を踏まえ、それぞれの地域における各施設と施設の利用者の位置関係をみたときに、北部と南部をそれぞれにわたる利用が少ない実態がありました。こうしたことから、教育・保育の提供区域の設定を北部と南部の2区域に設定しました。

ただし、新設整備やサービスの拡充など各事業の提供にあたっては、西宮市幼児期の教育・保育審議会が示された小学校区に応じた幼稚園、保育所、小学校の連携ブロックを基本としたブロック分けを用いて、きめ細かなサービスを展開していきます。



(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育の提供区域と同じ区域を基本としつつ、それぞれの事業に応じて設定します。各事業の提供区域は、下記のとおりです。

子ども・子育て支援法第59条	事業の名称	提供区域	本市における既実施事業
第1号	利用者支援事業	1区域	こども支援案内窓口
第2号	時間外保育事業	2区域 (教育・保育と同じ区域)	延長保育事業
第3号	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域	新規
第4号	多様な主体の参入促進事業	1区域	新規
第5号	放課後児童健全育成事業	2区域 (教育・保育と同じ区域)	留守家庭児童育成センター
第6号	子育て短期支援事業	1区域	子育て家庭ショートステイ事業
第7号	乳児家庭全戸訪問事業	1区域	健やか赤ちゃん訪問事業
第8号	養育支援訪問事業等	1区域	育児支援家庭訪問事業 要保護児童対策地域協議会
第9号	地域子育て支援拠点事業	2区域 (教育・保育と同じ区域)	子育てひろば
第10号	一時預かり事業	2区域 (教育・保育と同じ区域)	保育所等の一時預かり事業 幼稚園の預かり保育事業
第11号	病児保育事業	1区域	病児・病後児保育事業
第12号	子育て援助活動支援事業	1区域	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業
第13号	妊婦に対して健康診査を実施する事業	1区域	妊婦健康診査費用助成事業

2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み及び確保方策について

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望を踏まえ、計画期間である今後5年間の需要（量の見込み）を推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

また、量の見込みに対し、提供体制の確保の内容と実施時期（確保方策）についても定めることとされています。

本市では、平成25年11月から12月にかけて実施した「西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査」と将来人口推計を基に、国が示す算出手引きにより、量の見込みを算出し、その上で、西宮市子ども・子育て会議において審議し設定しています。

(2) 表の見方（例）

		H27	H28	H29
※1	量の見込み	1,000人	950人	900人
※2	1号認定	900人	850人	800人
	2号認定（学校教育の利用希望）	100人	100人	100人
※3	確保方策	1,000人	950人	900人
※4	特定教育・保育施設	200人	250人	300人
	確認を受けない幼稚園	800人	700人	600人

※1 量の見込み…各事業における今後のニーズ量になります。

※2 認定区分等に応じて、量の見込みを設定します。

1号認定…満3歳から就学前までの学校教育のみの子ども（幼稚園や認定こども園を希望）

2号認定…満3歳から就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

・学校教育の利用希望（幼稚園を希望）

・上記以外（保育所、認定こども園を希望）

3号認定…0歳から満3歳未満までの保育の必要性の認定を受けた子ども

（保育所、認定こども園、地域型保育事業を希望）

※3 確保方策…各事業のニーズ量に対しての供給量となります。

ニーズ量に対し、同数を供給していくことを目標に計画を策定していますので、ほとんどの事業において「量の見込み」と「確保方策」は同じ数字になります。

※4 施設ごとに量の見込みに対する具体的な確保方策を設定します。

特定教育・保育施設…認定こども園、幼稚園、保育所

確認を受けない幼稚園…私立幼稚園のうち、新制度に移行しない幼稚園

特定地域型保育事業…家庭的保育（保育ルーム、家庭保育所）、小規模保育等

(3) 教育・保育施設、地域型保育事業の状況

①認定こども園

認定こども園は、平成26年4月現在、市内に2か所あります。本市では、平成23年4月に幼保連携型認定こども園が1か所、平成25年4月に幼稚園型認定こども園が1か所開設しています。

※幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

※幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

認定こども園の児童数（各年5月1日現在）

		H23	H24	H25	H26
幼保連携型 1か所	0～2歳児の児童数	33人	37人	57人	57人
	3～5歳児の児童数	329人	359人	359人	358人
	合計	362人	396人	416人	415人
幼稚園型 1か所	0～2歳児の児童数	—	—	10人	10人
	3～5歳児の児童数	—	—	269人	257人
	合計	—	—	279人	267人

※幼保連携型の0～2歳児の児童数は、保育所の入所児童数に、3～5歳児の児童数は、幼稚園の在籍児童数に含む。

※幼稚園型の0～2歳児の児童数は、保育所の入所児童数に含まず、3～5歳児の児童数は、幼稚園の在籍児童数に含む。

②幼稚園

幼稚園は、平成26年4月現在、公立幼稚園が21園（うち1園休園中）、私立幼稚園が40園あります。幼稚園の入園児童数は、減少傾向にあります。

幼稚園の在籍児童数（各年5月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
満3歳児	14人	17人	13人	14人	21人	17人
3歳児	2,244人	2,328人	2,415人	2,474人	2,310人	2,373人
4歳児	3,684人	3,387人	3,466人	3,405人	3,421人	3,128人
5歳児	3,772人	3,768人	3,448人	3,534人	3,483人	3,481人
合計	9,714人	9,500人	9,342人	9,427人	9,235人	8,999人

③保育所

保育所は、平成26年4月現在、公立保育所が23園、民間保育所が45園（うち分園9園）あります。保育所の入所児童数は、増加傾向にあります。

保育所の入所児童数（各年4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0歳児	327人	363人	394人	356人	424人	459人
1歳児	756人	814人	846人	935人	1,000人	1,042人
2歳児	846人	906人	948人	1,035人	1,120人	1,165人
3歳児	950人	1,009人	1,020人	1,076人	1,107人	1,180人
4歳児	981人	985人	1,051人	1,060人	1,099人	1,142人
5歳児	929人	1,016人	1,001人	1,052人	1,066人	1,121人
合計	4,789人	5,093人	5,260人	5,514人	5,816人	6,109人

④地域型保育事業（家庭保育所、保育ルーム、小規模保育施設、事業所内保育施設）

平成26年4月現在、家庭保育所が5か所、保育ルームが48か所あります。
 保育ルームの入所児童数は、平成24年度から平成25年度にかけて施設数を増設したことにより、大きく増加しました。

また、平成26年度から小規模保育施設を9か所開設し、81人が入所しています。

このほか、平成26年4月現在、事業所内保育施設が18か所あります。

家庭保育所の入所児童数（各年4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所
入所児童数	12人	28人	18人	25人	17人	9人

保育ルームの入所児童数（各年4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	6か所	7か所	18か所	25か所	47か所	48か所
入所児童数	25人	27人	57人	84人	167人	163人

小規模保育施設の入所児童数（各年4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	-	-	-	-	-	9か所
入所児童数	-	-	-	-	-	81人

※平成26年4月から事業開始

事業所内保育施設の利用児童数（各年4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	14か所	16か所	16か所	17か所	18か所	18か所
利用児童数	198人	203人	231人	265人	284人	277人

（4）事業実施における課題

本市では、保育所の待機児童の解消を最重要課題と位置づけ、認可保育所と併せて、賃貸物件等を活用した保育所分園や保育ルーム等の整備により入所枠の拡大を進めてきました。その結果、平成25年、平成26年の4月1日における待機児童数は0人となっています。

しかし、この待機児童数はあくまでも厚生労働省の基準によるもので、保護者が求職活動中や育児休業取得中等の場合は、待機児童に該当せず、こうした入所保留児童は平成25年4月で250人、平成26年4月で309人となっています。

今後も、入所保留児童に対する入所枠や、引き続き増大する見込みである保育需要に対応するため取り組みを推進していく必要がありますが、就学前児童数と1号認定子どもの需要が減少傾向にあることから、保育所の待機児童対策を進めていく上では、将来の保育需要の動向を見据えた取り組みが必要となります。

(5) 1号認定・2号認定（学校教育の利用希望）の量の見込み及び確保方策

※1号認定…満3歳から就学前までの学校教育のみの子ども（幼稚園や認定こども園を希望）

2号認定（学校教育の利用希望）…満3歳から就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども（幼稚園を希望）

【全市】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	9,394人	9,340人	9,244人	8,982人	8,693人
1号認定	7,744人	7,699人	7,619人	7,394人	7,144人
2号認定（学校教育の利用希望）	1,650人	1,641人	1,625人	1,588人	1,549人
確保方策	9,394人	9,340人	9,244人	8,982人	8,693人
特定教育・保育施設	2,988人	3,829人	3,913人	3,750人	3,602人
確認を受けない幼稚園	6,406人	5,511人	5,331人	5,232人	5,091人

【北部】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	723人	696人	689人	696人	729人
1号認定	496人	478人	470人	477人	500人
2号認定（学校教育の利用希望）	227人	218人	219人	219人	229人
確保方策	723人	696人	689人	696人	729人
特定教育・保育施設	310人	421人	416人	421人	441人
確認を受けない幼稚園	413人	275人	273人	275人	288人

【南部】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	8,671人	8,644人	8,555人	8,286人	7,964人
1号認定	7,248人	7,221人	7,149人	6,917人	6,644人
2号認定（学校教育の利用希望）	1,423人	1,423人	1,406人	1,369人	1,320人
確保方策	8,671人	8,644人	8,555人	8,286人	7,964人
特定教育・保育施設	2,678人	3,408人	3,497人	3,329人	3,161人
確認を受けない幼稚園	5,993人	5,236人	5,058人	4,957人	4,803人

(6) 2号認定（学校教育の利用希望以外）の量の見込み及び確保方策

※2号認定（学校教育の利用希望以外）…満3歳から就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども
（保育所、認定こども園を希望）

【全市】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,424人	3,469人	3,513人	3,557人	3,601人
確保方策	3,424人	3,469人	3,513人	3,557人	3,601人

【北部】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	239人	269人	299人	329人	359人
確保方策	239人	269人	299人	329人	359人

【南部】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,185人	3,200人	3,214人	3,228人	3,242人
確保方策	3,185人	3,200人	3,214人	3,228人	3,242人

(7) 3号認定の量の見込み及び確保方策

※3号認定…0歳から満3歳未満までの保育の必要性の認定を受けた子ども（保育所、認定こども園、地域型保育事業を希望）

【全市】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	604人	2,368人	610人	2,484人	616人	2,598人	621人	2,712人	626人	2,826人
確保方策	604人	2,368人	610人	2,484人	616人	2,598人	621人	2,712人	626人	2,826人
特定教育・保育施設	465人	1,895人	469人	1,961人	473人	2,026人	476人	2,091人	479人	2,156人
特定地域型保育事業	139人	473人	141人	523人	143人	572人	145人	621人	147人	670人
保育需要率（※）	22.8%		24.5%		26.6%		28.3%		30.0%	

※保育需要率…3号認定の量の見込み / 0歳児から2歳児までの児童数（推計）

【北部】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	38人	145人	38人	161人	38人	175人	38人	189人	38人	203人
確保方策	38人	145人	38人	161人	38人	175人	38人	189人	38人	203人
特定教育・保育施設	30人	126人	30人	134人	30人	141人	30人	148人	30人	155人
特定地域型保育事業	8人	19人	8人	27人	8人	34人	8人	41人	8人	48人
保育需要率（※）	18.5%		19.4%		21.5%		23.7%		26.0%	

※保育需要率…3号認定の量の見込み / 0歳児から2歳児までの児童数（推計）

【南部】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	566人	2,223人	572人	2,323人	578人	2,423人	583人	2,523人	588人	2,623人
確保方策	566人	2,223人	572人	2,323人	578人	2,423人	583人	2,523人	588人	2,623人
特定教育・保育施設	435人	1,769人	439人	1,827人	443人	1,885人	446人	1,943人	449人	2,001人
特定地域型保育事業	131人	454人	133人	496人	135人	538人	137人	580人	139人	622人
保育需要率（※）	23.2%		25.0%		27.2%		28.9%		30.5%	

※保育需要率…3号認定の量の見込み / 0歳児から2歳児までの児童数（推計）

（8）今後の方向性

教育・保育の量の見込みに対し、引き続き、既存の認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育等の地域型保育事業で入所枠を確保していきます。

2号認定・3号認定子どもの量の見込み（保育需要）については、今後も増加傾向にあることから、入所枠の拡大に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、就学前児童数は減少傾向にあることから、地域の保育需要など将来の少子化を見据えた施設の適正配置についても検討していく必要があります。

こうしたことから、保育所の待機児童対策にあたっては、保育所整備や既存幼稚園から認定こども園への移行を促進することで、2号認定・3号認定子どもの入所枠を拡大していきます。

また、特に保育需要の高い3号認定子どもについては、保育需要の地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として進めてきた小規模保育事業について、職員配置における有資格者の割合が高いA型を中心に整備を進めることとし、認可外保育施設からの移行支援などにも取り組みながら充実に努めてまいります。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1. 利用者支援事業

(1) 事業内容

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

この事業は、次の2つの類型に分類されます。

基本型：総合的な利用者支援と合わせて、子育て支援等の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見、共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う事業。

特定型：子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助等、総合的な利用者支援を行う事業。

本市では、平成26年1月から市役所本庁舎1階に「こども支援案内窓口」を設置し、子育てコンシェルジュ※を配置して「特定型」を実施しています。

※保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスについて情報を提供する専門の相談員

(2) 事業実施における課題

子育て家庭の個別ニーズを把握し、利用支援・援助が円滑に行えるよう、関係機関との連絡調整や、連携・協働の体制作りが必要です。また、子ども及びその保護者にとって敷居の低い、身近な場所において事業を行う必要があります。

(3) 量の見込み及び確保方策

(単位：実施箇所数)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み		1か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保方策	基本型	—	2か所	2か所	3か所	4か所	4か所
	特定型	—	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(4) 今後の方向性

基本型については、子育て家庭や妊娠している方が集まりやすい地域の身近な場所で地域の子育て支援の中核を担う子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）を中心に事業展開を進めていきます。

基本型の事業展開にあたって、本計画期間内に、北部に1か所、南部は、子育て総合センターに加え、子育て総合センターから北の地域で1か所、子育て総合センターから南の地域で1か所、市内で計4か所での実施をめざし、情報共有・連絡体制の強化、マニュアル整備等、事業拡大への基盤整備を進めていきます。

特定型については、市役所本庁舎1階に設置する「こども支援案内窓口」に子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育に関する相談に応じるとともに、ニーズに合った保育サービスの情報提供を行うことで、保護者ニーズと保育サービスを結びつけ、それぞれのニーズに適したサービスの提供を行います。

2. 時間外保育事業（延長保育事業）

（1）事業内容

保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育時間の延長を必要とする児童に対して保育を行う事業で、平成26年4月現在、市内の全ての保育所で実施しています。

時間外保育事業の実績

（単位：ひと月あたりの利用人数）

	H21	H22	H23	H24	H25
施設数	45 か所	47 か所	50 か所	53 か所	56 か所
利用定員	1,595 人	1,656 人	1,740 人	1,804 人	1,833 人
利用者数	988 人	1,063 人	1,140 人	1,186 人	1,168 人

（2）事業実施における課題

就労形態の多様化と女性の就業意欲の高まり等から、保育所開所時間の延長に対するニーズは年々高まっており、そのニーズに的確に対応していく必要があります。

（3）量の見込み及び確保方策

【全 市】

（単位：ひと月あたりの利用人数）

	H26 (定員)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,040 人	2,070 人	2,100 人	2,130 人	2,160 人	2,190 人
確保方策	—	2,070 人	2,100 人	2,130 人	2,160 人	2,190 人

【北 部】

（単位：ひと月あたりの利用人数）

	H26 (定員)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	156 人	77 人	77 人	77 人	77 人	77 人
確保方策	—	77 人	77 人	77 人	77 人	77 人

【南 部】

（単位：ひと月あたりの利用人数）

	H26 (定員)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,884 人	1,993 人	2,023 人	2,053 人	2,083 人	2,113 人
確保方策	—	1,993 人	2,023 人	2,053 人	2,083 人	2,113 人

（4）今後の方向性

今後、新設する園も含め、引き続き、全保育所で実施していきます。

また、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）においても実施することで、利用者の選択の幅を広げ、サービスの向上を図っていきます。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

（1）事業内容

市が定める保育料とは別に、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（食材料費）及び教材費・行事費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、その費用の一部を補助する事業

①対象者

生活保護世帯

②補助項目

○給食費（食材料費）

基準額を上限に、国が定める公定価格において、給食費（食材料費）が含まれていない1号認定こどもの副食費相当額を補助する。

○教材費・行事費等

基準額を上限に、認定区分にかかわらず、日用品、文房具等の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用を補助する。

③基準額

○給食費（食材料費）：4,500円／月

○教材費・行事費等：2,500円／月

（2）今後の方向性

当該事業については、国の実施要綱等に基づき、実施していきます。

また、国の子ども・子育て会議における審議の中で、さらなる財源が確保できた際には、対象者の範囲を市民税非課税世帯まで拡大することとされていることから、引き続き、国の動向を注視していきます。

4. 多様な主体の参入促進事業（新規）

（1）事業内容

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を補助する。

①新規参入施設への巡回支援事業

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の進捗状況等に応じて、市の支援チームにより、次のいずれか1つ又は複数の事業を実施する。

- 事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施にあたっての連携先の紹介等を行う事業
- 小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市が適当と認めた事業

②認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業

認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れている場合、その費用の一部を補助する。

（2）今後の方向性

本市では、平成25年4月から、保育士4名を家庭的保育事業、小規模保育事業の専任の支援員として配置し、保健師や栄養士とも連携を図りながら、各施設を巡回して、きめ細かなサポートを行っています。

さらに、施設数の増加に合わせて、支援員を増員し対応しています。今後も、家庭的保育事業、小規模保育事業への巡回支援を行うことにより、質の向上に努めていきます。

また、認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業については、事業の趣旨を踏まえ、適切な支援が行えるよう検討していきます。

5. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）

（1）事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（現在は、小学1年生から3年生までの児童。障害のある児童は6年生まで）に対し、放課後や長期休業中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

本市では、全小学校区で実施しており、ほとんどの施設が学校の敷地内にあります。

留守家庭児童育成センターの実績

（各5月1日現在）

		H21	H22	H23	H24	H25
定員数		2,860人	2,920人	2,920人	2,960人	3,000人
利用児童数	低学年	2,615人	2,487人	2,513人	2,495人	2,657人
	高学年	26人	34人	34人	34人	31人
	合計	2,641人	2,521人	2,547人	2,529人	2,688人

（2）事業実施における課題

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象が、「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」と小学6年生まで引き上げられました。現在は、障害のある児童を除き、小学3年生までを対象としていますが、利用児童数が年々増加傾向にある中、一部の地域では、定員を超えて受け入れる定員の弾力化を行っている施設もあり、対象範囲を高学年の児童に引き上げるためには、新たな施設の確保や設備改修、指導員の確保や指導内容の見直し等が必要です。

（3）量の見込み及び確保方策

【全 市】

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	2,829人	2,873人	2,917人	2,961人	3,005人	3,048人
	高学年	24人	158人	291人	424人	557人	690人
合計		2,853人	3,031人	3,208人	3,385人	3,562人	3,738人
確保方策		—	2,937人	3,061人	3,288人	3,513人	3,738人

【北 部】

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	206人	224人	242人	260人	279人	297人
	高学年	2人	14人	25人	36人	47人	59人
合計		208人	238人	267人	296人	326人	356人
確保方策		—	226人	244人	282人	319人	356人

【南 部】

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の 見込 み	低学年	2,623人	2,649人	2,675人	2,701人	2,726人	2,751人
	高学年	22人	144人	266人	388人	510人	631人
合計		2,645人	2,793人	2,941人	3,089人	3,236人	3,382人
確保方策		—	2,711人	2,817人	3,006人	3,194人	3,382人

(4) 今後の方向性

これまで待機児童対策のため、新たな施設整備を図ってきましたが、入所児童数が定員を超えている施設では、急激な児童数の増加から、これまでのように学校の敷地に新たに施設を整備することが困難な状況にあります。一方では、年度当初で入所児童数が定員に満たない施設が、平成26年5月現在、全40か所中21か所あり、小学校区によって利用ニーズに大きな開きがあります。

今後は、こうした状況や将来的に児童数が減少することが予想されることから、小学校区ごとに利用ニーズを把握し、定員の弾力化や公共施設の有効活用等を念頭に、確保方策を検討していくこととし、高学年のニーズについては、施設の状況等を勘案し、順次、対象学年を拡大していくことを検討していきます。

さらに、40名定員の実施や静養スペースの確保、児童一人あたりの面積基準の引き上げ等、国基準の早期実現をめざします。

(5) 放課後の子どもの居場所

就労の有無、障害のある子どもや特別な支援が必要な家庭やひとり親家庭等、多様なニーズに対応するため、小学生の「放課後の子どもの居場所」として、小学生全員を対象に安全・安心な居場所を提供していく必要があります。

また、居場所の提供だけでなく、学習（宿題）や体験、運動、あそびのプログラム等、質の高いサービスを継続的に提供する必要もあります。

今後は、全小学校での校庭開放事業や、空き教室、社会教育施設等を活用した学習室開放事業等、教育と福祉が連携し、各種放課後事業の役割や機能を活かした運営の一体化も含めた総合的な検討を進めていきます。

6. 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

（1）事業内容

児童の保護者が、疾病や出産、冠婚葬祭等の社会的な事由や育児不安等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童を市が指定している児童福祉施設（以下、「指定施設」という。）に一定期間入所させ、養育・保護が受けられる事業で、DV（家庭内暴力）被害により緊急一時保護が必要な母子等の受入れも行っています。

平成26年4月現在、市内のほか、神戸市等の他市も含め9か所で実施しています。

子育て家庭ショートステイ事業の実績

（単位：年間延べ利用人数）

		H21	H22	H23	H24	H25
指定施設数		6か所	6か所	6か所	6か所	9か所
実績		152人	145人	211人	142人	151人
内訳	2歳児未満	33人	13人	41人	39人	20人
	2歳児以上	94人	111人	146人	90人	114人
	緊急一時保護	25人	21人	24人	13人	17人

（2）事業実施における課題

利用希望があった場合に、施設が満員で利用できないことがあり、指定施設数の拡大を図る必要があります。

（3）量の見込み及び確保方策

（単位：年間延べ利用人数）

	H25 （実績）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	151人	157人	160人	163人	166人	170人
確保方策	—	157人	160人	163人	166人	170人

（4）今後の方向性

子育て家庭ショートステイ事業は、年間の利用者数は少ないものの、育児不安等を抱える家庭への支援、DV（家庭内暴力）被害による緊急一時保護の側面が強いことから、継続していく必要があります。

また、施設が満員で利用できないこともあるため、今後は、指定施設数の拡大や、既存の各指定施設との連携強化に努めていきます。

7. 乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）

（1）事業内容

本市では、平成19年10月より市内5校区で事業を開始し、年次的に対象地域を広げ、平成22年3月からは市内全域で実施しています。この事業では、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員が、生後2か月頃の乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児の悩み等を伺いながら、行政が実施する子育て支援情報や地域の子育て支援サービスに関する資料及び情報の提供を行っています。

乳児家庭が、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員とつながることで、子育ての孤立を防ぐとともに、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境を作ることを目的としています。

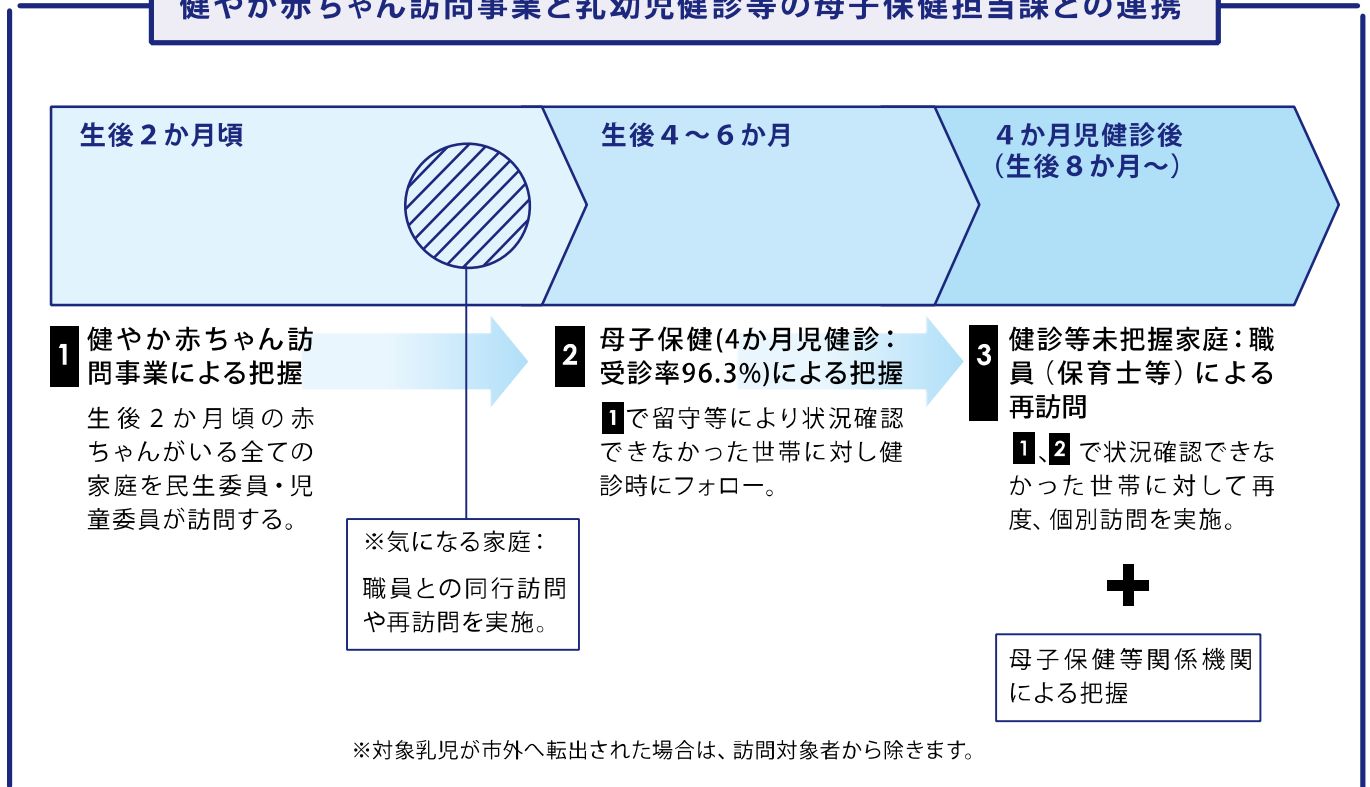
また、留守等で状況確認ができなかった家庭に対しては、母子保健担当課に情報提供し、4か月児健診で状況確認ができるよう連携を図っています。

さらに、健診未受診の家庭へは、担当課職員が再訪問する等把握に努めています。

健やか赤ちゃん訪問事業の実績

	H22	H23	H24	H25
対象件数①	4,676世帯	4,527世帯	4,455世帯	4,430世帯
民生委員面談件数②	4,118世帯	3,976世帯	3,944世帯	3,899世帯
母子保健等による把握件数③	555世帯	551世帯	510世帯	531世帯
合計④（②+③）	4,673世帯	4,527世帯	4,454世帯	4,430世帯
面談率（④／①）	99.9%	100%	99.9%	100%

健やか赤ちゃん訪問事業と乳幼児健診等の母子保健担当課との連携



(2) 事業実施における課題

事業における訪問を拒絶する家庭や、住民票の住所地に居住実態がない家庭等、対応困難事例への対策が必要となります。また、出産後の入院又は通院中により、状況確認ができなかった家庭について、医療機関との連携が課題となっています。

(3) 量の見込み及び確保方策

	H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (対象件数)	4,430 世帯	4,055 世帯	3,955 世帯	3,862 世帯	3,776 世帯	3,700 世帯
確保方策	—	実施体制：686 人 (H26.8.1 現在) 実施団体：西宮市民生委員・児童委員会				

(4) 今後の方向性

事業の実施により、地域における子育ての孤立を防ぐとともに、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を目的に事業を運営していきます。

乳児家庭と地域が直接面談できる機会があるという事業の特性を生かし、家族以外に相談できる体制を整えることで、育児の負担感や育児不安に悩む家庭に対する支援の充実を図るとともに、児童への虐待予防にも努めていきます。

対応困難事例については、事例ごとに原因を整理、検討し、必要な対策を講じます。また、医療機関との連携確保に努めていきます。

このほか、事業の担い手となる民生委員・児童委員や主任児童委員と課題を共有し、研修の実施等により質の向上にも努めていきます。

8. 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

（1）事業内容

養育支援訪問事業については、児童の適切な養育が困難で、特別な支援が必要な家庭に対して、ヘルパーによる家事・育児の援助及び保育士等による養育に関する指導・助言を家庭訪問により実施しています。

また、子どもの養育、子どもの人格の発達等に係る様々な相談に対して、一定の資格を有した相談員が家庭児童相談業務として問題解決のためのアドバイスや指導を行っています。

児童虐待等で、適切な保護措置が必要な要保護児童に対しては、問題が深刻化する前の早期対応・きめ細かな支援が重要であることから、各関係機関が連携を図り、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の共有や支援を行うため、西宮市要保護児童対策協議会（通称「みやっこ安心ネット」）を設置し、協議の場を設け、児童虐待等の対応とその予防に取り組んでいます。

育児支援家庭訪問事業の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
利用世帯数	54 世帯	42 世帯	52 世帯	49 世帯	42 世帯
利用回数	延べ 747 回	延べ 503 回	延べ 600 回	延べ 628 回	延べ 569 回

家庭児童相談の相談件数及びケース会議の回数

	H21	H22	H23	H24	H25
相談件数 (うち、虐待)	1,088 件 (542 件)	1,435 件 (806 件)	1,490 件 (814 件)	1,444 件 (723 件)	1,550 件 (770 件)
相談回数 (うち、虐待)	6,647 件 (3,724 件)	10,035 件 (6,706 件)	13,332 件 (8,546 件)	15,088 件 (9,140 件)	17,295 件 (10,486 件)
ケース会議 開催回数	80 回	121 回	99 回	91 回	120 回

（2）事業実施における課題

児童虐待に係る相談回数が急増する状況で、虐待防止・予防、早期発見が求められています。そのためには、本市の家庭児童相談体制を強化しつつ、西宮市要保護児童対策協議会の構成機関との緊密な連携が必要となります。また、相談員の専門性の向上、協議会の運営方法の効率化に努める必要があります。

（3）量の見込み及び確保方策

	H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	42 世帯 延べ 569 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回
確保方策	—	実施体制：248 人 委託団体：西宮市社会福祉事業団				

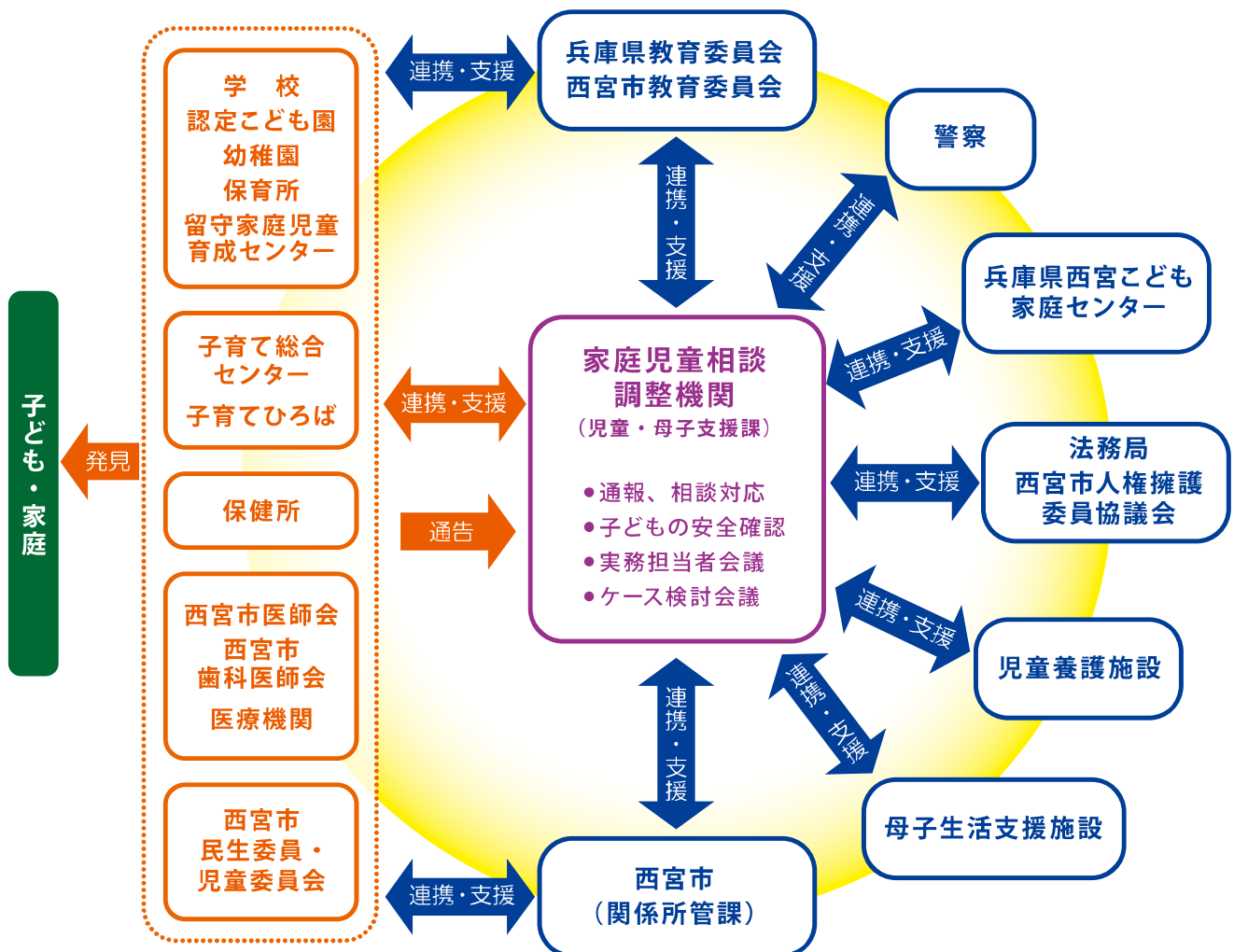
(4) 今後の方向性

虐待防止・予防、早期発見のため、引き続き、関係機関との連携強化を図っていくとともに、さらに児童虐待への専門性の向上に取り組んでいきます。また、児童虐待等対応専門アドバイザーからの助言・指導の機会を設けることで、西宮市要保護児童対策協議会の専門性を高めていきます。

さらに社会的問題となっている、居住実態が把握できない児童等の把握・支援について、庁内の連携を強化するとともに、関係機関と協議し、西宮市要保護児童対策協議会の中で具体的な対応方法等を検討していきます。

養育支援訪問事業については、ヘルパー派遣による家事支援や、保育士等による専門的支援の実施により、引き続き、養育者の自立と児童の養育環境の安定を図っていきます。

西宮市要保護児童対策協議会（通称「みやっこ安心ネット」）イメージ



9. 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

（1）事業内容

子育て家庭（特に0歳～2歳の子どもや保護者）が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場として、週3日以上、1日5時間以上開設しています。平成26年4月現在、子育て総合センター、児童館、大学、保育所の計15か所で実施しています。

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
実施箇所数	11か所	13か所	14か所	14か所	15か所
ひと月あたりの延べ受入可能人数	9,480人	11,480人	12,120人	12,120人	12,920人
月平均延べ利用人数	3,247人	5,218人	6,297人	7,415人	6,686人

（2）事業実施における課題

事業実施場所について、地域偏在があるため、周辺に子育てひろばがない地域への整備が必要です。また、多様な機関が実施しているため、事業の質を担保し、向上する必要があることや、実施機関間の横のつながりと地域や関係機関と連携した事業を展開していくことが課題となっています。

（3）量の見込み及び確保方策

【全市】

（単位：ひと月あたりの延べ利用人数（子ども）・箇所数）

	H26 （ひと月あたりの受入可能数）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	12,920人	14,217人	15,513人	16,809人	18,105人	19,401人
確保方策	15か所	18か所	19か所	19か所	19か所	20か所

【北部】

（単位：ひと月あたりの延べ利用人数（子ども）・箇所数）

	H26 （ひと月あたりの受入可能数）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,000人	2,033人	2,066人	2,099人	2,132人	2,165人
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【南部】

（単位：ひと月あたりの延べ利用人数（子ども）・箇所数）

	H26 （ひと月あたりの受入可能数）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	10,920人	12,184人	13,447人	14,710人	15,973人	17,236人
確保方策	13か所	16か所	17か所	17か所	17か所	18か所

(4) 今後の方向性

地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う中核の施設として、市内20か所の設置を目標に拡充していきます。

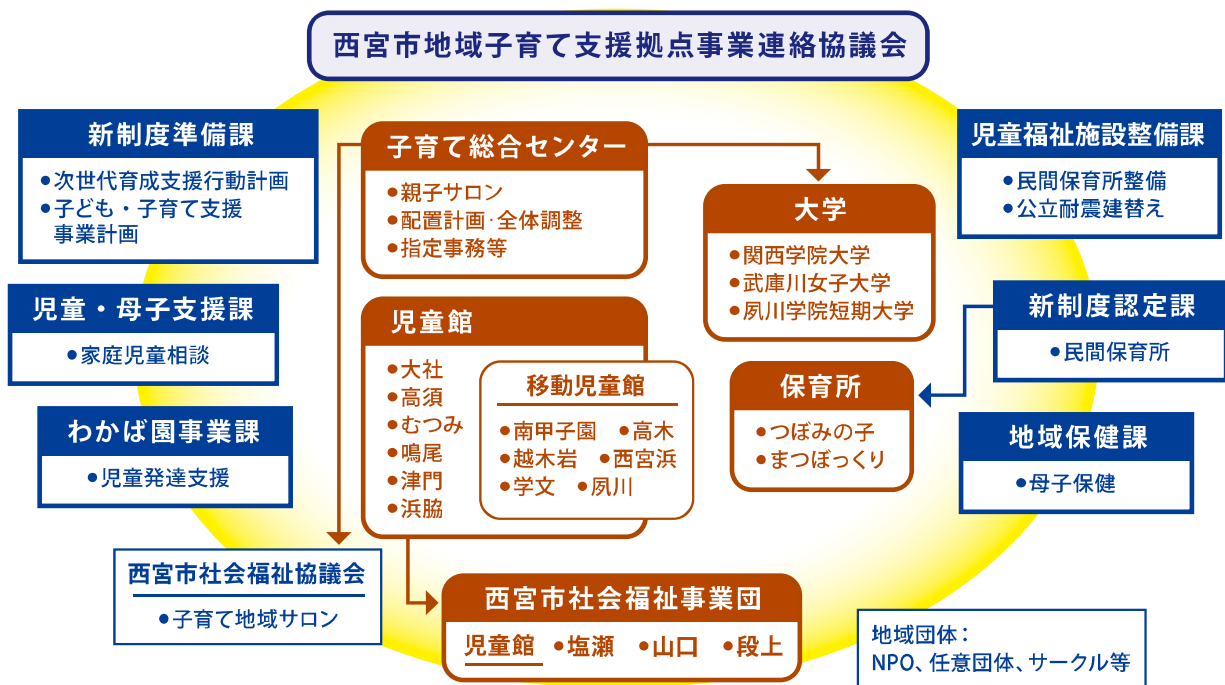
整備にあたっては、周辺に子育てひろばがない地域や、商業施設が集積する駅前周辺等利便性の高い場所を中心に、公共施設の有効活用や民間の賃貸物件の活用を検討していきます。

また、事業全体の質の向上を図るため、子育て総合センターが中心となり、事業実施機関及び子育ての関係機関で構成する「西宮市地域子育て支援拠点事業連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）」を設置しています。連絡協議会においては、地域との連携や運営方法等の具体事例の情報交換や情報共有等のほか、職員（支援者）の専門性を高めるための研修を行っていきます。

さらに、子育てひろばでは、子どもの発達や家庭環境等特別な支援が必要な家庭に対し、それぞれのニーズに合った支援が行える体制づくりが必要であるため、連絡協議会を通して関係機関との連携がスムーズに行えるよう、体制づくりを進めていきます。

このほか、本市では子育てひろば以外に、西宮市社会福祉協議会が実施する子育て地域サロン、NPO法人や民間等が主体となって行っている子育て支援活動や子育てサークル、幼稚園や保育所等で行う子育て支援事業等、様々な場所と運営者によって、“地域の子育て支援”が支えられています。

こうした“地域の子育て支援”に対し、子育て総合センターと地域にある子育てひろばが中核となって「情報、課題の共有」、「イベント内容やプログラムの構築等の支援」「職員の派遣」等、連携・支援を充実していきます。また、子育てサークル等に対しては、サークルの立ち上げ支援や日々の活動に役立つ研修・交流会の実施をさらに充実させていくとともに、新たに活動場所の会場使用料の一部助成等を検討していきます。



※ → (矢印) は補助・委託関係を示す

10. 一時預かり事業

(1) 事業内容

新制度では、保護者の出産、入院、冠婚葬祭、一時的な就労やリフレッシュ等理由は問わず、保育所等で一時的に預かる一時預かり事業に加え、幼稚園で在園児を対象として実施する預かり保育についても、一時預かり事業に位置付けられます。

保育所等の一時預かり事業については、平成26年4月現在、市内15か所で、生後6か月以上から就学前までの児童を対象として実施しています。

幼稚園の預かり保育事業は、私立幼稚園で主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土日、夏休み等の長期休園期間中等に保護者の希望に応じて預かりを実施しています。

一時預かり事業の量の見込み及び確保方策については、「幼稚園の預かり保育事業」と、「保育所等の一時預かり事業」に分けて設定することとなります。

(2) 事業実施における課題

保育所等の一時預かり事業は、実施施設の立地の地域偏在があるため、周辺に一時預かり事業実施施設がない地域や商業施設等利便性の高い地域に整備する必要があります。

幼稚園の預かり保育事業についても多様化するニーズに対応していく必要があります。

(3) 保育所等の一時預かり事業の量の見込み及び確保方策

【全市】

(単位：年間延べ利用人数)

	H26 (年間の受 入可能人数)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	29,870人	32,637人	35,404人	38,171人	40,937人	43,703人
確保方策	—	32,637人	35,404人	38,171人	40,937人	43,703人

【北部】

(単位：年間延べ利用人数)

	H26 (年間の受 入可能人数)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,450人	1,795人	2,139人	2,483人	2,827人	3,171人
確保方策	—	1,795人	2,139人	2,483人	2,827人	3,171人

【南部】

(単位：年間延べ利用人数)

	H26 (年間の受 入可能人数)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	28,420人	30,843人	33,266人	35,688人	38,110人	40,532人
確保方策	—	30,843人	33,266人	35,688人	38,110人	40,532人

(4) 幼稚園における預かり保育事業の量の見込み及び確保方策

【全市】

(単位：年間延べ利用人数)

		H25 (推計)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	1号	190,384人	2,546人	2,522人	2,499人	2,445人	2,316人
	2号		365,192人	363,735人	359,781人	351,265人	343,312人
	合計		367,738人	366,257人	362,280人	353,710人	345,628人
確保方策		—	367,738人	366,257人	362,280人	353,710人	345,628人

【北部】

(単位：年間延べ利用人数)

		H25 (推計)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	1号	14,589人	24人	22人	27人	25人	25人
	2号		48,689人	46,792人	46,878人	46,885人	49,052人
	合計		48,713人	46,814人	46,905人	46,910人	49,077人
確保方策		—	48,713人	46,814人	46,905人	46,910人	49,077人

【南部】

(単位：年間延べ利用人数)

		H25 (推計)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	1号	175,795人	2,522人	2,500人	2,472人	2,420人	2,291人
	2号		316,503人	316,943人	312,903人	304,380人	294,260人
	合計		319,025人	319,443人	315,375人	306,800人	296,551人
確保方策		—	319,025人	319,443人	315,375人	306,800人	296,551人

(5) 今後の方向性

保育所等の一時預かり事業については、今後、一時預かり事業実施施設がない地域に保育所の新設整備に併せて整備するとともに、駅前等に子育てひろばを整備する際に一時預かり事業を併設する等、これまでの保育所併設型と異なる新たな形態での実施も検討していきます。

さらに、新制度における一時預かり事業では、保育所や地域型保育事業等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型」が創設されたことから、定員の空き枠を活用した一時預かり事業を検討していきます。

私立幼稚園の預かり保育について、就労等により保育を必要とする子どもが認定こども園に移行しない幼稚園を利用する場合でも利用しやすいよう、利用実態を踏まえ、預かり時間の延長や夏休み等の長期休園期間に対応する園の拡大を検討していきます。

また、施設整備による量的な拡充のほか、育児不安等による児童の虐待等を防止する観点も含め、保護者が精神的にリフレッシュできる場としての機能や、特別な支援が必要な家庭への子どもの居場所の確保、障害のある子どもを抱える保護者がひと息つける場としての機能等、サービス内容を充実させることにより質の向上を図っていきます。

1.1. 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

（1）事業内容

病気やけが等で、集団での保育が困難な小学3年生までの児童を家庭で保育できない保護者に代わって、病院に付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業です。

本市では、平成18年2月に病気やけがの回復期で保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる病後児保育事業を開始し、平成23年4月からは、急変は認められないが、病気やけがの回復期に至っていないことから保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる病児保育事業を開始しています。

病児・病後児保育事業の実績

		H21	H22	H23	H24	H25
【病児】 1か所 6名定員 (H23.4～ 実施)	登録人数	—	—	564人	352人	483人
	利用人数	—	—	294人	339人	401人
	延利用人数	—	—	470人	526人	624人
	稼働率※	—	—	26.6%	29.8%	35.4%
【病後児】 1か所 2名定員	登録人数	91人	136人	429人	324人	455人
	利用人数	87人	93人	114人	102人	82人
	延利用人数	167人	218人	219人	202人	151人
	稼働率※	28.6%	37.7%	37.1%	34.4%	25.7%

※稼働率：「延利用人数」÷「年間開所数×定員」×100

（2）事業実施における課題

病児・病後児保育事業については、利用ニーズは一定数あるものの、施設の立地に地域偏在があること等から、稼働率が低いため、利用しやすい仕組みづくりや事業の周知方法等を検討する必要があります。

（3）量の見込み及び確保方策

（単位：年間延べ利用人数）

	H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	775人	871人	924人	980人	1,039人	1,102人
確保方策	—	871人	924人	980人	1,039人	1,102人

（4）今後の方向性

今後は、施設の立地条件や定員等により、利用したい時に利用できないといったことが生じないように訪問型の病児保育の導入や、隣接する他市の病児・病後児施設を相互に活用できる仕組みづくり等の検討を進めていきます。

12. 子育て援助活動支援事業（にしのみやしファミリー・サポート・センター事業）

（1）事業内容

地域の中で子どもを預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援をめざす事業です。「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育ての手助けをしたい人（提供会員）」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、保育所や幼稚園の送り迎えや学校の放課後の預かり等、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行います。市は、相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

にしのみやしファミリー・サポート・センターの実績

		H21	H22	H23	H24	H25
提供会員（両方会員含む）		854人	926人	905人	904人	898人
依頼会員（両方会員含む）		2,503人	2,643人	2,902人	2,950人	2,957人
年間延べ 利用人数	就学前	3,900人	5,610人	7,382人	8,494人	10,042人
	就学後	4,661人	3,429人	2,816人	3,836人	2,619人
	合計	8,561人	9,039人	10,198人	12,330人	12,661人

（2）事業実施にあたっての課題

依頼会員数は増加傾向にあり、多様な預かりが増えてきている一方で、提供会員や両方会員数は横ばいの状況にあります。

また、依頼したい時間帯が重なることが多く、かつ、その時間帯に応じられる提供会員が少ない状況にもあります。そのため、会員数に対して稼働率が低くなる傾向があり提供会員の更なる確保が課題となっています。

（3）量の見込み及び確保方策

（単位：年間延べ利用人数）

		H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	就学前	10,042人	10,242人	10,344人	10,446人	10,548人	10,650人
	就学児	2,619人	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人
	合計	12,661人	12,919人	13,021人	13,123人	13,225人	13,327人
確 保 方 策	就学前	—	10,242人	10,344人	10,446人	10,548人	10,650人
	就学児	—	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人
	合計	—	12,919人	13,021人	13,123人	13,225人	13,327人

(4) 今後の方向性

提供会員数を増員・確保するため、養成講座を受講しやすいように開催時期や時間、募集方法についてより一層見直しを進めていきます。併せて、講座の内容についても社会情勢等を踏まえ、必要に応じた見直しを行っていきます。

このほか、多様な預かりが増えてきていることから、預かり時に必要な知識や注意点、最新の情報を定期的に提供し、さらに預かりの際の課題等に応じた研修を充実させることで、提供会員の質の向上に努めていきます。特に、障害のある子どもや特別な支援が必要な家庭への対応について、養成講座やフォロー研修等で専門家による助言等を得る機会を充実させていきます。

1.3. 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査費用助成事業）

（1）事業内容

妊婦の健康管理の充実及び経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように全世帯に対して妊婦健診費用の一部を助成する事業です。本市では、平成18年7月から、妊娠22週以降に医療機関で受けた妊婦健康診査について助成する事業を開始しました。

平成26年4月現在は、1度の妊娠につき14回（72,290円）を上限として助成しています。

妊婦健康診査の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
申請者数	5,539人	5,280人	5,286人	5,035人	5,196人
実利用人数（※）	7,402人	7,598人	7,397人	7,259人	7,203人
助成回数	55,553回	58,191回	57,343回	55,646回	55,977回

※実利用者数は、当該年度中に健診を受けることが見込まれる妊婦の実人数。

（妊娠期間の関係で2か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ重複して計上している。）

（2）事業実施における課題

受診費用の一部を助成していますが、健診で血液検査（前期・中期・後期）が行われる際は高額となり、現行の1回5,000円の助成額（HTLV-1抗体検査時は7,290円助成）では自己負担額が大きくなっています。また、助成額についても、全国・県平均を下回っている状況にあります。

（3）量の見込み及び確保方策

		H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	申請者数	5,196人	5,076人	4,959人	4,845人	4,734人	4,625人
	実利用人数	7,203人	7,037人	6,875人	6,717人	6,562人	6,411人
	健診回数	55,997回	55,836回	54,549回	53,295回	52,074回	50,875回
確保方策		—	実施場所：委託医療機関（それ以外で妊婦健診を受けた場合は、償還払いとなる。） 検査項目：国が示す「標準的な項目」に加え、妊婦健康診査として実施された保険適用外の自己負担分についても助成対象とする。				

（4）今後の方向性

妊婦健康診査は、正常な妊娠の経過を確認し、ハイリスクな妊娠の早期発見、妊娠中の合併症等の予防、胎児異常の有無を確認し、母子共に健全な状態で妊娠、分娩を行えることを目的としています。

こうしたことから、今後も妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦健診に通うことができるよう支援していきます。また、助成額について見直しを検討していきます。

4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的な提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方や目標設置数、設置時期について

新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供として、教育・保育を一体的に行う認定こども園の普及を図ることとしております。

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるという大きな特長があります。

また、保育需要が増大する中、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することは、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であると考えています。

しかしながら、新制度における新たな給付体系の給付額や制度の詳細が確定していないこと等から、市内の私立幼稚園や民間保育所に対して行った意向調査では、今後の動向により検討するとした園もあります。

本市としては、認定こども園を推進していく考えではありますが、上記の課題もあることから、認定こども園への移行は各施設と十分に協議の上、進めていく必要があると考えています。

特に、幼保連携型認定こども園への移行にあたっては、国の補助制度を活用し、施設整備等に係る費用の一部を補助する等、移行へのサポートを行い、本計画期間内に複数か所の設置をめざしていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について

本市では、乳幼児期から児童期の様々な課題に対応できるよう指導者としての資質向上、実践的指導力を養うことを目的とした研修を幼稚園、保育所、それぞれで実施しています。

併せて、子育て総合センターにおいては、幼稚園・保育所・小学校（以下、「幼保小」という。）の教職員等を対象とした合同の研修会を開催しています。特に、現在の教育に関する課題については、専門課題研修として講義を中心に課題への対応について考え、共に学ぶ機会としています。また、これまで保育士のみを対象に行っていた研修に、幼稚園教諭も参加できるよう、連続したステップアップ研修を企画し、内容を工夫する等、より専門性を高め、深く学ぶ場を設けています。

また、実践的指導力の向上のために、チャレンジ研修として、さらに参加対象を広げ、家庭的保育、小規模保育、認可外保育施設の職員も一緒に学ぶ機会を設けています。実技を中心とした研修を参加者が自ら体験しながら一緒に受講することで実践力の向上や学級経営に役立つ研修となっているほか、各施設の教職員が交流、情報収集・共有できる場となっています。

引き続き、より多くの教職員が参加し、社会の状況や参加者のニーズに柔軟に対応した、その時々求められる知識や技術が得られるよう、研修の内容をさらに充実させていきます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割について

幼稚園は、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育等を行っており、さらに、私立幼稚園においては、各園が建学の精神に基づく幼児教育を提供しています。また、公立幼稚園においては、「西宮市立幼稚園教育課程の基底」に基づいた教育課程を作成し、同一内容の幼児教育を提供しています。

特別支援教育及び児童虐待、DV（家庭内暴力）等、特別な配慮を必要とする家庭と子どもに対し、就学前教育を保障することについては、公立と私立がそれぞれに取り組みを進めています。

保育所では公民共に、保育所保育指針に基づいた保育を推進しており、児童福祉施設としての公的な役割を果たしていますが、一時預かり等特別保育については、民間保育所が担っており、特に配慮を要する子どもとその保護者への支援については、公的機関との連携を取りやすい公立保育所が中心となって公民共にセーフティネットの役割を担っています。

認定こども園は、幼稚園、保育所のそれぞれの特長をあわせ持つ施設となります。幼保連携型認定こども園については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児期の学校教育・保育を提供することとなります。

これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、全ての子どもの健やかな育ちの実現をめざして、認定こども園、幼稚園、保育所が共に、幼児期における教育・保育の向上のために総合的な取り組みを推進していきます。

また、公私共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を發揮していくとともに、児童虐待やDV（家庭内暴力）等を抱える家庭に対しても各関係機関と連携しつつ、具体的なかかわり方について検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子も含めた全ての家庭を対象に子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていく上で、さらなる充実を図るとともに、各事業における役割や特性を生かし、まち全体で子どもを育む社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

(4) 質の高い教育・保育の提供について

教育・保育の質の向上を図るため、本市ではこれまで待機児童の解消に向けた保育の量的拡大と合せて様々な取り組みを進めてきました。

具体的には、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上として前述の合同研修を含めた様々な研修に参加しているほか、各施設においては、全体の質の向上を図るため、保育内容や子ども理解等に関わる様々な園内研究の実施、また日々の保育や取組みを省察し、評価及び改善を重ねるなど、よりよい保育実践の充実に向けています。今後とも施設全体と個々の両方の視点から、課題や保育ニーズをふまえた研修、研究を進展させることで、市全体の教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

また、障害のある子どもに対する教育・保育については、平成27年度に開所予定の児童発達支援センター等施設を拠点として、教育・保育施設への支援をより充実したものになるよう取り組んでいきます。

こうした各施設での取り組みのほか、本市では、保育環境や児童の安全を確保するため、保育室の面積や園庭要件など国基準を上回る基準を設け、さらに、保育士の配置についても国基準を上回る配置に努めています。

今後も、保育環境の向上を図るよう努めていくとともに、特に幼保連携型認定こども園について、1、2歳児に対する職員配置を5：1に、4歳以上児に対する職員配置を20：1にするよう努めていきます。

保育ルームや小規模保育等に対して、保健師の巡回や運営をサポートする保育士の配置など体制の強化を図るとともに、従事者については、全て保育士資格取得者とするよう努めていきます。

認可外保育施設には、年1回指導監査を実施し、必要に応じて改善指導を行うほか、保育の質の向上を図るための様々な研修を実施しています。

今後は、全国的にも課題となっている保育士不足の解消を図るため、保育士の処遇改善について検討するほか、関係機関との連携を図りながら、潜在保育士の再就職を支援する取り組みを実施していきます。また、質の向上を図る観点から、保育士に限らず、教育・保育施設等に従事する職員の処遇改善についても検討していきます。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について

本市では、平成16年度から、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」（以下、「つながり」という。）を実施しています。

具体的には小学校区を基本に12地域に分け、“地域の子どもは地域で育てる”というねらいのもと、幼保小それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深め、交流や連携を進めています。管理職や担当者による情報交換や課題解決に向けた話し合いのほか、教職員相互研修として授業や保育を公開し、子どもの姿を通して地域の子どもの様子や育ちを共有し、互いの教育・保育内容等について情報交換や相互理解を深める機会を設けています。その結果、幼保小それぞれからも、子ども同士の経験が豊かになり、人との関わりが広がり、コミュニケーション力の育成につながったということ等が報告されており、地域における交流活動や連携事業の定着がみられます。

しかしながら、子ども同士の交流活動が幼児と児童にとって意義のある交流や実践として、十分につながっていないことや、担当者が交代する際の成果の積上げ等、各施設全体での取り組みとして積上げていくことが課題となっています。そのため、教職員向けの啓発リーフレットを作成しました。

今後は、リーフレットを活用し、事業を発展させるとともに、より円滑な接続を行うための参考となり得る接続期のカリキュラムを作成していきます。

また、障害のある子どもに適した環境設定や配慮等、切れ目のない支援を受けることができるよう、幼保小が連携した様々な取り組みを継続・充実させるとともに、平成27年度に開所予定の児童発達支援センター等施設をはじめとした関係機関とも連携していきます。

これらの取り組みを通して、本市の幼児期における教育・保育と小学校教育が連続性、一貫性を持ってつながり、互いを理解し、見通しをもった教育・保育を進めながら、全ての子どもの育ちと学びを支えていきます。

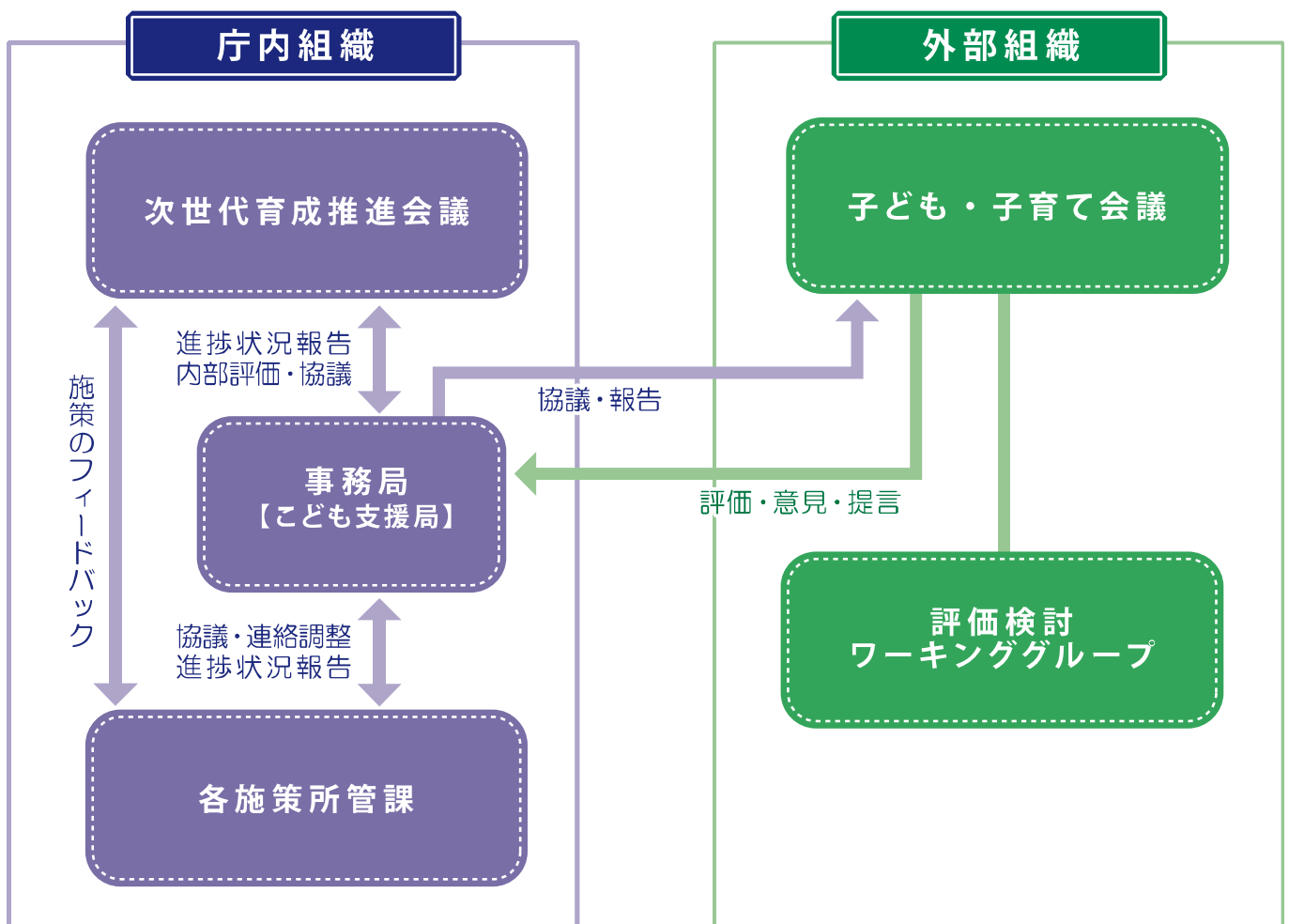
第6編 計画の推進に向けて

第6編 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画については、子どもの保護者や事業主、労働者の代表、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者で構成する「西宮市子ども・子育て会議」と市内部の関係部局との連携・調整を図りながら、施策の推進に努めていきます。

さらに、本計画の推進には行政の取り組みだけでなく、子育てに対する第一義的な責任を有する保護者、また、地域、学校、企業、その他関係機関等との連携や参画、協働が必要です。そのため、計画に係る事業の内容や市の考え方等の周知を図り、市民一人ひとりの意識と社会全体で取り組む姿勢を育みながら計画を推進していきます。

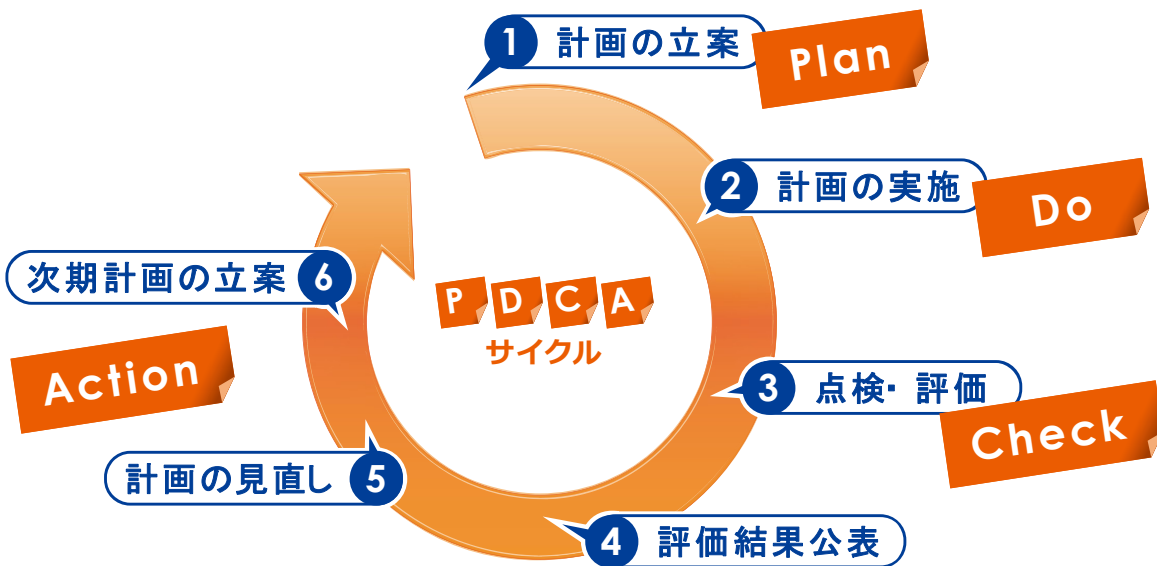


2. 進捗状況の管理

計画（Plan）の進行管理については、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に点検・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るという、PDCAサイクルによる適切な進捗管理が重要となります。

本計画に基づく施策の実施状況等については、西宮市子ども・子育て会議で進捗状況を報告し、第三者的な立場から評価・意見・提言を受け、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図っていきます。

また、計画の進捗状況については、毎年、現状把握を行うとともに、その結果を市のホームページで公表します。量の見込みや確保方策等を見直す必要が生じた場合には、適宜見直しを実施します。



3. 今後に向けて

本市では、次世代計画を平成29年度まで延長し、平成29年度に予定している本計画の中間見直しと合わせて一体的な計画として見直すこととしています。

この間、本計画に示されていない子育て支援に関わる内容は、現行の次世代計画に基づき推進していきます。

また、本計画は、国の基本指針に基づき「幼児期の学校教育・保育」、「地域の子ども・子育て支援事業」等、個別の事業に関する事業量や目標値を定めた計画であるため、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」、「経済的支援の充実」等ニーズ調査やワークショップ、グループインタビューを通して得た、様々な市民ニーズに対しては、中間見直しの際に検討していきます。

第 7 編 資料集

第7編 資料集

1. 西宮市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿（平成26年4月1日現在）

（敬称略・五十音順）

氏名	所属団体・役職名等	
出原 大	西宮市私立幼稚園連合会理事長	
泉 桂子	西宮市PTA協議会	
内田 澄生	西宮市民間保育所協議会会長	
大森 早苗	公募市民	
奥野 隆一	佛教大学社会福祉学部教授	
北村 頼生	公募市民	
柏原 俊朗 (H25.8~H26.3) 木下 浩昭 (H26.4~)	兵庫県西宮こども家庭センター所長	
久城 直美	西宮労働者福祉協議会	
熊谷 智恵子	西宮市民生委員・児童委員会	
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部教授	会長
橋本 祐子	関西学院大学教育学部教授	副会長
林 真咲	地域子育て支援センターつぼみのひろばセンター長	
東野 弘美	西宮市地域自立支援協議会子ども部会部会長	
前田 公美	はらっぱ保育所（認可外保育施設）園長	
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授	副会長
森 郁子	西宮市青少年愛護協議会	
由本 雅則	株式会社阪急阪神百貨店	
米山 清美	にしのみや遊び場つくろう会代表	

計 18名

(2) 策定経過

開催日	開催事項・主な内容	
平成25年 8月21日	第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援新制度の概要と西宮市子ども・子育て会議の役割 ●ワーキンググループの設置と全体スケジュール ●ニーズ調査について
10月11日	第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ●ニーズ調査票案について
11月6日 ～12月20日	子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前児童保護者：4,797人 ●小学生児童保護者：1,500人
平成26年 1月25日	市内の子育て支援事業関係者及び子育て支援事業利用者を対象にワークショップを実施	
1月31日、 2月6、14日	子育てひろばの利用者や小学生等を対象にグループインタビューを実施	
2月17日	第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ●教育・保育の提供区域について ●ニーズ調査の結果速報 ●ワークショップの実施報告
4月28日	第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子ども・子育て支援事業について ●教育・保育の量の見込みについて ●地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
5月27日	第5回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画の構成内容(案)について ●教育・保育の量の見込み及び確保方策について ●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について
7月29日	第6回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について
8月25日	第7回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案について
11月18日	第8回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案について
11月19日	市議会へ所管事務報告	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案について
11月25日	パブリックコメント開始(～12月25日まで)	
平成27年 1月20日	第9回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市子ども・子育て支援事業計画(案)について ●パブリックコメント結果速報
2月10日	第10回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市子ども・子育て支援事業計画(案)の最終確認について
3月9日	市議会へ所管事務報告	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市子ども・子育て支援事業計画(案)について ●パブリックコメントの結果について
	子ども・子育て支援事業計画確定	

2. ワークショップの実施

1 日 時：平成26年1月25日（土）10時～12時

2 場 所：西宮市役所東館 大ホール

3 参加者：66名（欠席4名）

所属等（提供者）	人数	所属等（利用者）	人数	計
市立幼稚園職員	7	市立幼稚園保護者	5	12
私立幼稚園職員	7	私立幼稚園保護者	5	12
市立保育所職員	8	市立保育所保護者	3	11
民間保育所職員	9	民間保育所保護者	4	13
認定こども園職員	1	認定こども園保護者	1	2
認可外保育施設職員	4	認可外保育施設利用者	2	6
保育ルーム職員	1	保育ルーム利用者	1	2
		子育て総合センター関連事業利用者	5	5
子育て支援事業提供者	1	子育て支援事業利用者	2	3
提供者参加者小計	38	利用者参加者小計	28	66

4 メインテーマ：子育て・子育てしやすい地域をめざして
～西宮市における子ども・子育て支援事業の進め方について～

5 内容：

- ・新制度についての説明
- ・グループに分かれての意見交換（60分）
- ・意見交換の結果発表（各グループ5分、計40分）
- ・西宮市子ども・子育て会議会長倉石哲也氏からの講評
- ・西宮市長あいさつ

6 グループに分かれての意見交換（各グループで下記のテーマに沿って意見交換）

- ①どんな子どもに育ってほしいですか？
- ②子どもの遊び場はどんな場所？
- ③孤立しない子育て環境（仲間づくり）って？
- ④子育て情報の入手・提供は？
- ⑤どんな制度や施設があるとよい？

7 意見交換により出された意見（抜粋）

テーマ	意見（抜粋）
どんな子どもに育ってほしいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつや感謝の言葉が言える、返事がすぐにできる ○友達が大好き、思いやりがある、人の痛みが分かる、相手の立場になって考えられる ○人との関係を大切にする、人と関わるのが楽しいと感じる、仲間と一緒に育つ
子どもの遊び場はどんな場所？	<ul style="list-style-type: none"> ○安全性を重視した広い公園や広場、周囲の交通量が少なく安全な公園、大人の目がある公の施設や場（みやっこキッズパークのような管理者がいる遊び場、プレーリーダーのいるプレーパーク） ○子どもも大人も行きたくなる場所、自然があり広々とした場所、遊具よりも木・芝生のある自然豊かな公園、のびのび遊べる場所、自然にふれあいながら遊べる場所
孤立しない子育て環境（仲間づくり）って？	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたち交流の場：地域ごとでサークル等を作る、地域クラブのような活動で異年齢、多世代の人との交流（シニアの役割） ○親の交流の場：所属に関係のない交流の場、子どもと一緒に参加できる場（預けるのではなく）、子育て中のママ同士の交流（同年齢の子どもが集まれる場）
子育て情報の入手・提供は？	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供：誰にでも届くように目立たせる、1か月健診等の情報提供、インターネット等を活用した情報提供、様々な人がサークルに参加できるような情報発信、電話相談窓口、全ての情報をまとめて見る・知ることができる情報発信 ○よく行く所（子育て施設、スーパー等）に情報を：情報を見やすい所に出す（スーパーetc.の掲示板等）、西宮子育て情報誌（全ての保育所・幼稚園に置く）
どんな制度や施設があるとよい？	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てニーズに合った施設・体制：病児保育、熱があっても保育所に預けやすい体制、病気や休日でも子どもを預けられる施設の増加、気軽に利用できる一時預かり事業 ○「お互いを応援する」ことが市民の共通の思いに：トライできる、自分を伸ばせる、自己実現できる、気軽に声をかけ合える

3. グループインタビューの実施

対象	日時	場所	参加者	参加人数
保護者	① 平成26年1月31日(金) 10:00~10:40	子育て総合センター	2歳児サークル参加者	7名
	② 2月14日(金) 9:30~10:10	武庫川女子大学 子育てひろば	利用者	3名
児童	③ 2月6日(木) 16:05~16:35	山口児童センター	小学生	12名
保護者	④ 2月21日(金) 13:00~14:00	男女共同参画センター 411学習室	幼稚園 保護者他	12名

●質問項目

保護者①②

- ・西宮市で子育てしてよかったと思うこと
- ・西宮市が行っているサービスを利用しやすくするためには何が必要か
- ・子育てで利用したいサービスや必要な支援

児童③

- ・放課後の過ごし方について

保護者④

- ・幼稚園の預かり保育
- ・今後の子ども・子育て支援の改善について

●主な意見

- ・子育て広場・サロンといった1～2歳の子どもが親子で安心して遊べる施設や機会の拡充
- ・公園の整備（砂場・ゴミ・安全）
- ・医療助成制度の拡充（所得制限の廃止）
- ・一時預かり事業の充実（第2子以降の出産時、生後1年以内の期間）
- ・公立幼稚園の3年保育・預かり保育の実施
- ・保育所の待機児童の状況等の情報提供（利用しやすいウェブコンテンツ）
- ・新制度について、多くの保護者に、広く説明が必要
- ・幼稚園の預かり保育の中身について、質の確保を望む
- ・小学校になってからも、幼稚園の預かり保育のように、理由に関わらず全ての保護者を対象にした一時預かりがあることを願う
- ・近くに児童館が必要
- ・歳の離れたきょうだいが一緒に行ける施設が必要
- ・安心して遊べる場が必要
- ・わくわくするような施設が近くにあるといい

4. 子ども・子育て支援新制度の市民向け説明会等の実施

(1) シンポジウム

- 1 日 時：平成 25 年 11 月 10 日（日）14 時～16 時
- 2 会 場：大手前大学さくら夙川キャンパス メディアライブラリーCELL
- 3 参加者：160 名
- 4 テーマ：文教住宅都市宣言 50 周年記念シンポジウム「みんなでつくろう！新しい子ども・子育て支援」
- 5 内 容：①基調講演 「これからの子ども・子育て支援」～家庭と子どもを支える～
講師：山縣 文治 氏（関西大学 人間健康学部教授）
②ミニトーク 長田 浩志 氏（内閣府 少子化対策担当参事官）
③パネルディスカッション 『健やかな子どもの育ちと子どもの最善の利益のために』
コーディネーター：山縣 文治 氏（関西大学 人間健康学部教授）
パネ リ ス ト：長田 浩志 氏（内閣府 少子化対策担当参事官）
倉石 哲也 氏（武庫川女子大学 文学部教授）
米山 清美 氏（にしのみや遊び場つくろう会 代表）
河野 昌弘 氏（西宮市長）

(2) 説明会・座談会

- 1 日 時：平成 26 年 2 月 21 日（金）9 時 30 分～14 時
- 2 会 場：プレラホール ほか
- 3 参加者：224 名
- 4 テーマ：子ども・子育て支援新制度説明会&座談会「みんなで考えよう！新しい子ども・子育て支援」
- 5 内 容：説明会 ①子ども・子育て支援新制度について 兵庫県健康福祉部こども局
②ニーズ調査結果の報告と今後のスケジュールについて 西宮市
講演会 「これからの子ども・子育て支援」～家庭と子どもを支える～
講師：山縣 文治 氏（関西大学 人間健康学部教授）
座談会 「新制度とこれからの子ども支援」
ファシリテーター：山縣 文治 氏（関西大学 人間健康学部教授）
出 席 者：前田 正子 氏（甲南大学 マネジメント創造学部教授）
内田 澄生 氏（西宮市民間保育所協議会）
出原 大 氏（西宮市私立幼稚園連合会）
河野 昌弘 氏（西宮市長）

(3) 市民向け説明会

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用手続き等を中心に制度の概要について、平成26年7月21日から同年9月13日にかけて、次のとおり市内各所で説明会を実施しました。

日 時		会 場	参加者
1	7月21日(月・祝) 10時～11時30分	北夙川体育館・越木岩公民館	274名
2	7月27日(日) 10時～11時30分	塩瀬公民館	91名
3	8月2日(土) 10時～11時30分	甲東支所集会室・甲東ホール展示室	302名
4	8月3日(日) 10時～11時30分	山口ホール	104名
5	8月24日(日) 10時～11時30分	西宮市立勤労会館	265名
6	8月24日(日) 14時30分～16時	鳴尾公民館	182名
7	8月30日(土) 10時～11時30分	浜脇公民館・浜脇小学校	269名
8	8月31日(日) 10時30分～12時	大学交流センター・北口保健福祉センター	576名
9	9月13日(土) 10時～12時	プレラホール・北口保健福祉センター	101名
参加者数 計			2,164名

5. 計画策定のためのニーズ調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、本市における子育て支援に関する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査設計

調査対象者：就学前児童：＜今回＞平成25年9月現在、＜前回＞平成20年4月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出

小学生：＜今回＞平成25年9月現在、＜前回＞平成20年4月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出

調査期間：＜今回＞平成25年11月6日～平成25年12月20日

＜前回＞平成21年1月23日～平成21年2月5日

調査方法：調査票による本人記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

3. 回収結果

調査票		調査対象者 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	今回	4,797	2,721	56.7%
	前回	3,335	2,216	66.4%
小学生	今回	1,500	798	53.2%
	前回	3,495	2,165	61.9%
合計	今回	6,297	3,519	
	前回	6,830	4,381	

※「前回」とは、平成20年度に実施した「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査」のことを指します

6. パブリックコメントの概要

1. 概要

計画素案を市のホームページで公表するほか、市役所本庁舎、各支所、市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布し、素案に対する意見を広く募集しました。

2. 募集期間

平成26年11月25日（火）から平成26年12月25日（木）

3. 募集結果

意見提出者：197名（郵送：29名、電子メール：16名、FAX：32名、窓口：120名）

意見件数：372件

7. 各事業の量の見込み及び確保方策（一覧）

(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

年度	区域		1号	2号		3号		保育 需要率	
				学校教育の 利用希望	それ以外	0歳	1、2歳		
H27	全市	量の見込み	7,744人	1,650人	3,424人	604人	2,368人	22.8%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,958人	30人	3,424人	465人		1,895人
			確認を受けない幼稚園	6,406人					
			特定地域型保育事業				139人		473人
	北部	量の見込み	496人	227人	239人	38人	145人	18.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	310人	0	239人	30人		126人
			確認を受けない幼稚園	413人					
			特定地域型保育事業				8人		19人
	南部	量の見込み	7,248人	1,423人	3,185人	566人	2,223人	23.2%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,648人	30人	3,185人	435人		1,769人
			確認を受けない幼稚園	5,993人					
			特定地域型保育事業				131人		454人
H28	全市	量の見込み	7,699人	1,641人	3,469人	610人	2,484人	24.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,621人	208人	3,469人	469人		1,961人
			確認を受けない幼稚園	5,511人					
			特定地域型保育事業				141人		523人
	北部	量の見込み	478人	218人	269人	38人	161人	19.4%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	379人	42人	269人	30人		134人
			確認を受けない幼稚園	275人					
			特定地域型保育事業				8人		27人
	南部	量の見込み	7,221人	1,423人	3,200人	572人	2,323人	25.0%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,242人	166人	3,200人	439人		1,827人
			確認を受けない幼稚園	5,236人					
			特定地域型保育事業				133人		496人
H29	全市	量の見込み	7,619人	1,625人	3,513人	616人	2,598人	26.6%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,671人	242人	3,513人	473人		2,026人
			確認を受けない幼稚園	5,331人					
			特定地域型保育事業				143人		572人
	北部	量の見込み	470人	219人	299人	38人	175人	21.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	374人	42人	299人	30人		141人
			確認を受けない幼稚園	273人					
			特定地域型保育事業				8人		34人
	南部	量の見込み	7,149人	1,406人	3,214人	578人	2,423人	27.2%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,297人	200人	3,214人	443人		1,885人
			確認を受けない幼稚園	5,058人					
			特定地域型保育事業				135人		538人
H30	全市	量の見込み	7,394人	1,588人	3,557人	621人	2,712人	28.3%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,508人	242人	3,557人	476人		2,091人
			確認を受けない幼稚園	5,232人					
			特定地域型保育事業				145人		621人
	北部	量の見込み	477人	219人	329人	38人	189人	23.7%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	379人	42人	329人	30人		148人
			確認を受けない幼稚園	275人					
			特定地域型保育事業				8人		41人
	南部	量の見込み	6,917人	1,369人	3,228人	583人	2,523人	28.9%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,129人	200人	3,228人	446人		1,943人
			確認を受けない幼稚園	4,957人					
			特定地域型保育事業				137人		580人

年度	区域		1号	2号		3号		保育 需要率	
				学校教育の 利用希望	それ以外	0歳	1、2歳		
H31	全市	量の見込み	7,144人	1,549人	3,601人	626人	2,826人	30.0%	
		確保 方針	特定教育・保育施設	3,360人	242人	3,601人	479人		2,156人
			確認を受けない幼稚園	5,091人					
			特定地域型保育事業				147人		670人
	北部	量の見込み	500人	229人	359人	38人	203人	26.0%	
		確保 方針	特定教育・保育施設	399人	42人	359人	30人		155人
			確認を受けない幼稚園	288人					
			特定地域型保育事業				8人		48人
	南部	量の見込み	6,644人	1,320人	3,242人	588人	2,623人	30.5%	
		確保 方針	特定教育・保育施設	2,961人	200人	3,242人	449人		2,001人
			確認を受けない幼稚園	4,803人					
			特定地域型保育事業				139人		622人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方針

事業名	区域	量の見込み及び確保方針	H27	H28	H29	H30	H31	
利用者支援事業	全市	量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
		確保方針	基本型	2か所	2か所	3か所	4か所	4か所
			特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
時間外保育事業	全市	量の見込み	2,070人	2,100人	2,130人	2,160人	2,190人	
		確保方針	2,070人	2,100人	2,130人	2,160人	2,190人	
	北部	量の見込み	77人	77人	77人	77人	77人	
		確保方針	77人	77人	77人	77人	77人	
	南部	量の見込み	1,993人	2,023人	2,053人	2,083人	2,113人	
		確保方針	1,993人	2,023人	2,053人	2,083人	2,113人	
放課後児童 健全育成事業	全市	量の見込み	低学年	2,873人	2,917人	2,961人	3,005人	3,048人
			高学年	158人	291人	424人	557人	690人
			合計	3,031人	3,208人	3,385人	3,562人	3,738人
		確保方針	2,937人	3,061人	3,288人	3,513人	3,738人	
	北部	量の見込み	低学年	224人	242人	260人	279人	297人
			高学年	14人	25人	36人	47人	59人
			合計	238人	267人	296人	326人	356人
		確保方針	226人	244人	282人	319人	356人	
	南部	量の見込み	低学年	2,649人	2,675人	2,701人	2,726人	2,751人
			高学年	144人	266人	388人	510人	631人
			合計	2,793人	2,941人	3,089人	3,236人	3,382人
		確保方針	2,711人	2,817人	3,006人	3,194人	3,382人	
子育て短期 支援事業	全市	量の見込み	157人	160人	163人	166人	170人	
		確保方針	157人	160人	163人	166人	170人	
乳児家庭 全戸訪問事業	全市	量の見込み	4,055世帯	3,955世帯	3,862世帯	3,776世帯	3,700世帯	
		確保方針	実施体制：686人 実施団体：西宮市民生委員・児童委員会					
養育支援訪問事業	全市	量の見込み	54世帯	54世帯	54世帯	54世帯	54世帯	
		確保方針	延べ747回 延べ747回 延べ747回 延べ747回 延べ747回 実施体制：248人 委託団体：西宮市社会福祉事業団					
地域子育て支援 拠点事業	全市	量の見込み	14,217人	15,513人	16,809人	18,105人	19,401人	
		確保方針	18か所	19か所	19か所	19か所	20か所	
	北部	量の見込み	2,033人	2,066人	2,099人	2,132人	2,165人	
		確保方針	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
	南部	量の見込み	12,184人	13,447人	14,710人	15,973人	17,236人	
		確保方針	16か所	17か所	17か所	17か所	18か所	

事業名	区域	量の見込み及び確保方策	H27	H28	H29	H30	H31	
一時預かり事業 (保育所の一時的預かり事業)	全市	量の見込み	32,637人	35,404人	38,171人	40,937人	43,703人	
		確保方策	32,637人	35,404人	38,171人	40,937人	43,703人	
	北部	量の見込み	1,795人	2,139人	2,483人	2,827人	3,171人	
		確保方策	1,795人	2,139人	2,483人	2,827人	3,171人	
	南部	量の見込み	30,843人	33,266人	35,688人	38,110人	40,532人	
		確保方策	30,843人	33,266人	35,688人	38,110人	40,532人	
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育事業)	全市	量の見込み	1号	2,546人	2,522人	2,499人	2,445人	2,316人
			2号	365,192人	363,735人	359,781人	351,265人	343,312人
			合計	367,738人	366,257人	362,280人	353,710人	345,628人
		確保方策	367,738人	366,257人	362,280人	353,710人	345,628人	
	北部	量の見込み	1号	24人	22人	27人	25人	25人
			2号	48,689人	46,792人	46,878人	46,885人	49,052人
			合計	48,713人	46,814人	46,905人	46,910人	49,077人
		確保方策	48,713人	46,814人	46,905人	46,910人	49,077人	
	南部	量の見込み	1号	2,522人	2,500人	2,472人	2,420人	2,291人
			2号	316,503人	316,943人	312,903人	304,380人	294,260人
			合計	319,025人	319,443人	315,375人	306,800人	296,551人
		確保方策	319,025人	319,443人	315,375人	306,800人	296,551人	
病児保育事業	全市	量の見込み	871人	924人	980人	1,039人	1,102人	
		確保方策	871人	924人	980人	1,039人	1,102人	
子育て援助活動 支援事業	全市	量の見込み	就学前	10,242人	10,344人	10,446人	10,548人	10,650人
			就学児	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人
			合計	12,919人	13,021人	13,123人	13,225人	13,327人
		確保方策	就学前	10,242人	10,344人	10,446人	10,548人	10,650人
			就学児	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人
			合計	12,919人	13,021人	13,123人	13,225人	13,327人
妊婦に対して 健康診査を実施 する事業	全市	量の見込み	申請者数	5,076人	4,959人	4,845人	4,734人	4,625人
			実利用人数	7,037人	6,875人	6,717人	6,562人	6,411人
			健診回数	55,836回	54,549回	53,295回	52,074回	50,875回
		確保方策	実施場所：委託医療機関 (それ以外で妊婦健診を受けた場合は、償還払いとなる。) 検査項目：国が示す「標準的な項目」に加え、妊婦健康診査として実施された保険適用外の自己負担分についても助成対象とする。					

